

黒川地域行政事務組合議会会議録

平成29年2月9日 第1回定例会

黒川地域行政事務組合

第1回黒川地域行政事務組合（定例会）

平成29年2月9日（木曜日）

出席議員（15名）

1番	金子透君	2番	浅野直子君
3番	浅野俊彦君	4番	千坂裕春君
5番	佐藤貢君	6番	大友三男君
7番	和賀直義君	8番	千葉勇治君
9番	高橋正俊君	10番	相澤榮君
11番	藤巻博史君	13番	早坂豊弘君
14番	佐々木春樹君	15番	石垣正博君
16番	平渡高志君		

欠席議員（1名）

12番 堀籠英雄君

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野元君
理事	赤間正幸君
理事	若生裕俊君
理事	萩原達雄君
教育長	上野忠弘君
代表監査委員	熊谷喜久雄君
助役	佐野英俊君
総務課長	阿部愛子君
財政課長	佐々木匡子君
会計管理者	明石良孝君
財政課主幹	櫻井浩君
業務課長	

業務課参事 兼教育次長	佐藤初雄君
業務課主幹	碓井豪君
消防本部消防長	千葉清君
消防本部次長	坪子一夫君
消防本部総務課長	佐藤喜好君
消防本部警防課長	早坂和弘君
消防本部予防課長	藤原政由君
消防本部指令課長	大友弘君

職務のため議場に出席した職員

総務課主幹	吉村あき子君
総務課主事	三浦高広君

議事日程

平成29年2月9日(木曜日)

午前10時00分 開会

第 1	会議録署名議員の指名	4 頁
第 2	会期の決定について	4 頁
第 3	承認第 1 号	7 頁
第 4	議案第 1 号	8 頁
第 5	議案第 2 号	10 頁
第 6	議案第 3 号	11 頁
第 7	議案第 4 号	12 頁
第 8	議案第 5 号	15 頁
第 9	議案第 6 号	21 頁
第10	議案第 7 号	23 頁
第11	議案第 8 号	29 頁
第12	議案第 9 号	51 頁
第13	議案第10号	53 頁
第14	議案第11号	54 頁

第 1 5	議案第 1 2 号	6 7 頁
第 1 6	同意第 1 号	6 9 頁

午後 3 時 3 5 分 閉会

本日の会議に付された事件

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について）
議案第 1 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 2 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 3 号	黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
議案第 4 号	財産の取得について
議案第 5 号	平成 28 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 6 号	平成 28 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 号	平成 28 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 8 号	平成 29 年度黒川地域行政事務組合一般会計予算
議案第 9 号	平成 29 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算
議案第 1 0 号	平成 29 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算
議案第 1 1 号	平成 29 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算
議案第 1 2 号	平成 29 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算
同意第 1 号	教育委員会委員の任命について

午前 9時58分 開会

○議長（平渡高志君） 定刻より少し早いんでありますが、皆さんおそろいなので始めてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人です。堀籠英雄君より所用のため欠席の届け出が出ておりますので、どうぞよろしく申し上げます。平成29年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会をいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平渡高志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、4番千坂裕春君、5番佐藤 貢君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（平渡高志君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、2月3日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定をいたしました。

理事長より提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第1回黒川地域行政事務組合定例会開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日ここに平成29年第1回黒川地域行政事務組合定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。日頃より、本組合の事務事業運営に対しまして議員の皆様の御指導と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、さきの議会におきまして議決を賜りましたごみ焼却炉建設工事掘削土の「薬品による化学的不溶化処理」につきましては、工事請負契約の変更について専決処分をさせていただき、工事を中断させることなく計画どおり進んでおりますので、御報告を申し上げます。

それでは、今期定例会の開催に当たりまして、平成29年度の組合運営方針等につきまして、各部門ごとに申し上げます。

黒川地域は日々変貌し、地域住民の生活も複雑多様化しておりますので、行政事務組合は地域住民皆様の安全・安心を守り、地域の生活環境の向上のために関係市町村と連携のもと、効果的な広域行政に努め、その役割を果たしてまいります。

まず、黒川浄斎場につきましては、業務を民間に委託し4年目となり、順調に推移しておりますので、今後も受託者と連携し、適切な施設運営に努めてまいります。

環境衛生センター、し尿処理施設につきましても、業務を民間に委託し6年目になり順調に推移いたしておりますので、引き続き受託者と連携し、計画的な維持補修を行い、水質基準を遵守した施設運営に努めてまいります。

環境管理センター、ごみ処理施設につきましては、新ごみ焼却炉稼働まで施設の計画的な維持補修を行い、環境基準を遵守し、安全で安心な施設運営を努めるとともに関係町村と連携し、ごみの分別徹底及び減量化を住民の皆様に働きかけるなど、循環型社会の実現を目指してまいります。

次に、消防部門でございますが、初めに昨年の活動状況について御報告申し上げます。

火災につきましては、発生件数が42件で前年より10件の増となっております。

救急につきましては、昭和48年8月の運用開始以来年々増加を続けており、昨年は3,685件と最多の出場件数となっております。

救助につきましては、前年より23件減の55件の出場となり、うち交通救助の出場は24件となっております。

以上が昨年の活動状況でございます。

次に、富谷消防署の救急体制についてであります。昨年4月1日より救急車を増車し、消防隊の乗りかえ方式による救急隊2隊体制をとっておりますが、新任職員の研修終了に伴いまして、4月1日より6人を増員し、消防隊乗りかえ方式を解消し管内南部地域の救急体制のさらなる強化を図ってまいります。

次に、教育部門でございますが、視聴覚教材センターの運営につきましては、所有する教材や機材の貸し出し事業を継続してまいります。

適応指導教室「黒川けやき教室」につきましては、学校、家庭、地域との連携により、適切な復学を目指している児童生徒へ安全で安心できる居場所を提供することにより適切な自立への支援に努めてまいります。

結核対策委員会につきましては、各小中学校におけます健康診断結果をもとに学校保健の場において結核の早期発見、早期治療の機会が引き続き確保されるよう、関係市町村教育委員会及び各小中学校と連携を図ってまいります。

また、介護認定審査事務及び障害支援区分認定審査事務につきましては、公平、公正な審査判定を円滑に進めていただきますようお願いしてまいります。

最後に、病院事業でございますが、公益社団法人地域医療振興協会へ管理を委託してから13年目を迎えようとしておりますが、今後も指定管理者と協力し、指定管理者制度移行時の理念であります「黒川地域の医療体制の充実及び住民の受療への安心確保」のために努力してまいります。

以上が平成29年度の組合運営方針等でございます。

続きまして、提出しております議案等につきまして概要を御説明申し上げます。

初めに、承認第1号は、昨年の12月議会定例会時において、さきに申し上げましたごみ焼却炉建設工事請負契約の変更につきまして専決処分を行ったことに対します承認を求めるものであります。

議案第1号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第2号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業法の改正に伴い改正するものでございます。

議案第3号は、黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、関係省令の一部改正に伴い改正するものでございます。

議案第4号は、黒川地域行政事務組合事務所として使用するための財産の取得契約につきまして議決をお願いするものでございます。

議案第5号から議案第7号までの平成28年度各種会計補正予算につきましては、予算執行状況を精査し、今後の執行見通しを踏まえ、各事務事業ごとの所要経費について整理したものでございます。

続きまして、議案第8号から議案第12号までの平成29年度各種会計予算について、御説明申し上げます。

一般会計につきましては、総額を38億6,554万3,000円とするもので、総務費には事務所移転に伴

う改修工事費6,900万円を、衛生費におきましては、計画的に進めてまいりましたごみ焼却施設整備事業費の3カ年度目の事業額18億3,535万2,000円を、さらに消防費には水槽付消防ポンプ自動車1台更新の事業費5,959万7,000円を初め、各事務事業の所要経費を計上いたしております。

介護認定審査会特別会計におきましては、審査委員40名による8合議体で審査判定をお願いするもので、総額を1,856万9,000円とするものでございます。

また、障害支援区分認定審査会特別会計につきましては、審査委員10名の2合議体で審査判定をお願いするもので、総額を117万4,000円とするものでございます。

次に、病院事業会計でございますが、指定管理者による業務の予定量を1日平均患者数で一般病棟入院を70人、回復期病棟入院を47人、外来患者数を301人と見込んでおります。市町村負担金は、企業債償還金、指定管理者への運営交付金などの総額4億4,001万9,000円を計上しております。

訪問看護ステーション事業会計につきましては、指定管理者による業務の予定量を月平均の利用者数を83人とし、利用回数は364回を見込んでおります。

以上が各種会計予算の概要でございます。

最後に、同意第1号につきましては、大衡村から推薦の教育委員会委員が平成29年3月31日で任期満了となりますので、教育委員会委員の任命につきまして同意を求めますのでございます。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。何とぞ慎重に御審議をいただきまして御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） 理事長の挨拶を終わります。

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について）

○議長（平渡高志君） 日程第3、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） それでは、議案書1ページ、お願いいたします。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて。工事請負契約の変更につきまして、地方自治法の規定に基づき、専決処分をさせていただきましたので、議会に報告し、承認をお願いするものです。

2 ページ、お開き願います。

工事請負契約の変更につきましては、平成27年5月26日、議案第13号をもって議決されました。平成27年度から29年度環境管理センターごみ処理施設建設工事につきまして、5,957万2,800円を増額いたしまして、契約金額を35億8,372万800円に契約変更したものでございます。この工事の増額分につきましては、昨年12月に議会全員協議会で説明を申し上げ、同日に開会されました議会定例会において追加額の議決を賜りました。工事掘削土に自然由来のヒ素が検出されまして、化学的不溶化処理に要する経費を追加させていただいたものでございます。3年間の継続事業でありまして、工事を中断することなく進めさせていただくために平成28年12月22日に専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第3、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について）を採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第4、議案第1号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは議案書の3ページをお願いいたします。

議案第1号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

このことにつきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部の改正に伴い改正をするものです。

改正内容につきましては、1つ目として育児休業等の対象となる子の範囲の見直しで、職員の子

の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組、里親である職員に委託されている子等、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を加えるものでございます。

2つ目として、介護休暇取得可能期間6月を3回に分割して取得できることとすること、3つ目として、介護のための所定労働時間の短縮措置として、介護休暇とは別に連続する3年の期間以内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする制度を設けることとしております。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げます。

条例議案新旧対照表。1ページになります。第8条の2第1項及び第2項につきましては、育児を行う子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び里親である職員に委託されている子を加え、要介護者を明確にしているものでございます。

続いて、2ページの第8条の3第4項につきましても、要介護者を明確にし、文言整理するものでございます。

続いて、3ページの第11条は休暇の種類を規定しておりますが、介護時間を追加するものでございます。

第15条は介護休暇を規定しておりますが、介護休暇対象を要介護者として明確にし、介護休暇の分割取得の規定を加えるものでございます。

4ページになります。第15条の2は、介護時間を規定するもので、取得時間及び給与の減額を明記しております。

続いて、最後、次のページ、5ページになります。第16条は介護時間を追加するものでございます。

それでは、議案書4ページに戻っていただきまして、附則になります。附則の1としてこの条例は平成29年4月1日より施行するものでございます。

2として経過措置ですが、介護休暇の分割につきましては、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものについても改正の日後に残時間を分割して取得できるよう、措置するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり） ございませんか。質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより、日程第4、議案第1号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第5、議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。改正内容につきましては、前議案同様でございます。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表6ページ、お願いいたします。

第2条は、育児休業することができない職員を規定しており、3号のアでは例外規定を定めておりますが、非常勤職員につきまして、養育する子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあり、2歳になるまでの間に更新されないことが明らかであるものを除くとしていたものを、養育する子が1歳6カ月になるまでの間に更新されないことが明らかでないものに改めるもので、育児休業の申し出ができる非常勤職員の要件を緩和し、イについては、条項ずれに伴う文言の整理でございます。

7ページにまいりまして、第2条の2は、育児休業法第2条第1項が改正されたことに伴い、職員の子の範囲に児童福祉法の規定による養育里親である職員に委託されている子を規定するものでございます。第2条の3から第2条の4までは、条ずれ及び文言整理でございます。

8ページ、第3条につきましては、第2号に特別養子縁組等に関する規定を加え、あわせて文言整理するものでございます。

9ページにまいりまして、第3号から第8号までが号ずれでございます。第10条につきましては、第3条の改正に伴い、第10条第2号を加え、あわせて文言整理するものでございます。

10ページ、第3号から第7号までが号ずれでございます。第18条第2項につきましては、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができるものの改正でございます。

11ページにまいりまして、第18条第3項は育児休業、介護休業と、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、要介護者の家族の介護を1日の勤務時間の一部について勤務しないことを加えるものでございます。

議案書7ページに戻っていただきまして、施行日は平成29年4月1日とするものです。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第5、議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第6、議案第3号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。予防課長藤原政由君。

○消防本部予防課長（藤原政由君） それでは、議案書8ページ、ごらんください。

議案第3号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を説明いたします。

黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を次のように改正するものでございます。別表第3を別添のとおり改めるものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

12ページからになります。14ページをごらんください。

厨房設備の種類で、ドロップイン式という品名を組込型に改め、さらに厨房設備及び調理用器具にグリドル付コンロに係る離隔距離を追加しております。

さらに詳しく説明いたしたいと思ひます。議案第3号関係資料というもの、A4判の1枚のものですが、コンロの形を入れたものでございますが、これで厨房設備の左側、中央の設備がドロップイン式と称しておりましたが今回組込型に改め、グリル、主に魚焼きに使用するものですが、グリ

ドルは主に魚焼き、肉料理に使用し、加熱したプレートの伝導加熱で調理するものでございます。

次に、新旧対照表の20ページをお開きください。

20ページから21ページに載っております電気調理用器具に最大入力値5.8キロワット以下1口当たり3.3キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器具、通称IH式と申しますが、これに係る離隔距離について安全性が認められたため、追加されたものでございます。

また、省令に基づき、表全体の位置及び備考欄の体裁の整理を行っております。

議案書18ページに戻っていただき、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、火災予防条例の一部改正について、説明を終わります。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） いっぱいあってなかなかね、理解できないんですけども。要するに我々の家庭でこういう設備のものがなった場合にはこれをクリアしなきゃならないと、こう捉えればいいんですか、これは。

○議長（平渡高志君） 予防課長藤原政由君。

○消防本部予防課長（藤原政由君） 一般家庭ではなかなか難しいようで、業者さんとかにこの改正になった文を送っております、あとなおさら建築確認とかの図面を見て審査して指導しております。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第6、議案第3号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第7 議案第4号 財産の取得について

○議長（平渡高志君） 日程第7、議案第4号財産の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） それでは、議案書19ページ、お願いいたします。

議案第4号財産の取得について。

組合新庁舎として使用するための財産を取得することにつきまして、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議員の皆様の御理解をいただきながら進めてまいりました事務所の移転に係る取得する財産につきましては、大和町吉岡字下町15番地1、土地2,280.38平方メートル、建物630.08平方メートルです。

取得財産の価格につきましては、2,300万円です。

また、取得の方法につきましては、国と地方公共団体が競争入札によらない契約を締結する公共随意契約でございます。

次に、4の契約の相手方につきましては、東北財務局局長となっております。

財産の取得については、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 前の金額から提示されているものに関しまして、今回提出された2,300万円って大分下がったような感じがするんですけども、その辺の理由づけというのがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） これはあくまでも組合としまして不動産鑑定業務を委託して予算措置をするために、当初予算で4,390万円というふうに計上しておりました。それで、12月の議会終了後に財務局と協議という形でお話し合いをさせていただきましたときに、財務局では不動産鑑定業務はあくまでも鑑定業務の価格であって、財務局で使用する価格というのは実勢価格ということで今から進めていきますということを言われたものですから、この実勢価格について進めさせていただいたということになります。

なお、2,300万円ということで、一応見積もりというか、申請書は提出いたしておりますが、予算、財務局としての予定価格の公表はありませんでした。以上でございます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかに。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） 実勢価格、ちょっとよくわからなかったんですけどもね、土地と建物とを分けてですね、何と申しますか、幾らとなっているんですか。

それと、すぐあと工事入ると思うんですけども、要するにことしの台風シーズン前には終わる

ような計画になるのかどうかですね。済みません、その辺のところを、スケジュールについて、あとをお願いします。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 財政課長から説明申し上げましたとおり、実勢価格、これはあくまでも売り手と買い手の間でのその時点での交渉価格といえますか、あくまでも不動産鑑定評価額は評価額ですということで、こちらは素人ですので、議会に対する事業費については評価額で計上させていただきましたが、買い手、売り手の中での今どきのその地域における価格、実勢価格での国側で財産の処分価格に至ったというふうに御理解いただきたいと思います。

あと、台風シーズンということではありますが、議員さん方御承知のとおり、12月の議会におきましてこの取得、あるいは取得後の設計経費について12月予算づけをしていただき、現在進めております。設計、後ほどの補正予算で明許繰越の設定をお願いしておりますけれども、年度内の成果品納品はちょっと不可能のようでありますので、こちらといたしまして理事会に一応提示申し上げている考え方といたしましては、事業費、29年度の新年度予算で事業費計上させていただいておりますので、新年度早々、29年度早々に手がけましても、最終的にそれらの新築同様の工程は工程で要するようでありますので、それから公共機関としての移転時期といえますか、所在地の変更手続等々出てまいりますので、29年度上半期を終えての下半期から新事務所での執務体制を取りたい考えで、10月1日を目途に理事会においては現在検討中でございます。具体的な工事の進捗状況によりましてその辺も左右されると思いますが、現状におきましては上半期終了後という節目が公共性の中での節目と考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（平渡高志君） 助役、土地建物の値段。

○助役（佐野英俊君） 済みません、先ほど財政課長から予定価格公表されていないということですが、その内訳も実際出ておりません。トータルで土地建物合わせまして2,300万円ということで、本日財産取得で提案申し上げている内容です。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） 契約をする場合には、合わせた値段でしか契約できないということなんですか。

○議長（平渡高志君） 助役佐野……。よろしいですか。ほかにございせんか。（「なし」の声あり）ありませんか。質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第7、議案第4号財産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）

○議長（平渡高志君） 日程第8、議案第5号平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） それでは、議案書20ページをお開き願います。

議案第5号平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）について、歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66万8,000円を減額いたしまして、28億3,112万9,000円とするものです。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、議案書21ページ、22ページにございます第1表によるものでございます。

第2条繰越明許費でございます。23ページをごらんいただきたいと思います。

23ページ「第2表 繰越明許費」でございますが、まず2款総務費1項総務管理費におきまして、事務所改修設計業務委託550万円。2点目、4款衛生費2項清掃費におきまして、ごみ処理施設建設工事につきまして7億6,518万円。また、3点目につきまして、5款消防費2項消防施設費では、富谷消防署指揮車の購入。この3点を完成もしくは納車が年度内に困難であることから、地方自治法の規定によりまして、平成29年度に繰り越しして使用させていただくものでございます。

済みません、また20ページにお戻り願います。20ページ、債務負担行為の補正でございます。「第3表 債務負担行為補正」によるものですが、29年度から事業を実行するために債務負担行為を追加するものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書で詳細を説明いたします。

別冊の1ページからでございますが、1ページ、2ページにつきましては、歳入歳出の総括でございます。

次に、3ページお願いいたします。歳入でございます。

まず、1 款分担金及び負担金 1 項負担金ですが、5,339万8,000円を減額いたしまして、22億7,110万2,000円とするものです。ごみ焼却施設建設工事に係る循環型社会形成推進交付金が増額となり、当初は町村から御負担をいただくとしていたものをお返しする分の減額でございます。また、消防におけます基準財政需要額について調整をしたものでございます。富谷市については、基準財政需要額分のみ調整で、310万9,000円の新たに追加をいただくようになります。次に、大和町1,473万6,000円、大郷町2,894万4,000円、大衡村1,282万7,000円につきましては、町村にお返しするというような内容になっております。

次に、2 款使用料及び手数料でございますが、2 目消防手数料につきまして、185万円に100万円を追加いたしまして、285万円とするものです。危険物施設許可申請手数料の件数がふえたことにより歳入の実績額から追加しております。

次に、3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目衛生費国庫補助金5,361万9,000円を追加し、2 億1,259万7,000円とするものです。ごみ焼却施設建設工事における交付金といたしまして、循環型社会形成推進交付金の補助金が増額になったことによる追加でございます。

次に、5 款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金につきましては、基金の利子 2 万円を追加させていただいたものです。

次に、6 款繰入金 1 目財政調整基金繰入金につきましては、消防指令車等の購入について、基金を充て購入いたしました。契約額が確定したもので、基金分を80万9,000円を減額したものでございます。

次に、8 款諸収入、3 項 1 目雑入につきましては、環境管理センターの再商品化売り払い代について70万円を減額したものでございます。

次に、9 款組合債 1 項組合債 1 目衛生債のごみ焼却施設建設工事の事業債につきましては、40万円を減額し、2 億7,420万円とするものでございます。

以上が歳入でございます。

歳出につきましては、各部門より御説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、資料 4 ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目議会費につきまして、議会等の開催回数が増により、9 節の旅費に 1 万3,000円の不足が生じ、12 節の役務費から充当させていただくものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費につきましては、人件費を精査し、2節4節が減額となっております。11節につきましては、昨年の10月に富谷町市政移行の際、条例等改正に伴い例規集の印刷費が追加されたことによるものでございます。12節役務費から14節までは事務事業執行後の確定に伴い減額をお願いするものです。17節の公有財産購入費につきましては、議案第4号にて可決をいただきました事務所の取得額が確定したことに伴い、2,090万円を減額するものでございます。

次に、2目文書広報につきましても、執行残の減額をお願いするものでございます。

3目財政管理費につきましては、各部門事務事業を精査し、各費目ごとに基金積立をするもので、4,092万4,000円を追加いたしまして、4,095万4,000円にするものでございます。

最後に、6ページから8ページまでは人件費補正の給与費明細書になりますので、説明を省略させていただきますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

以上が総務費でございます。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 続きまして、衛生費につきまして御説明を申し上げます。

4款2項1目し尿処理費につきましては、666万3,000円を減額し、総額を6,659万8,000円に補正をお願いするものでございます。13節委託料につきましては、施設管理委託業務等の所要額を精査し、減額をお願いするものであります。また、15節工事請負費の435万3,000円の追加につきましては、前処理機の修繕及び処理棟屋上防水工事の追加をお願いするものでございます。

次に、2目ごみ処理費につきましては、735万6,000円を減額し、総額を2億7,922万9,000円に補正をお願いするものであります。2節4節の人件費につきましては、おのこの所要額を精査し減額をお願いする内容であります。

次のページをお願いいたします。

11節需用費の燃料費、光熱水費、薬品費につきましては、契約単価等が下がったことによる減額でございます。修繕料の503万8,000円の追加につきましては、2号炉バグフィルター関係の機器の修繕及び炉圧計の修繕に要する経費をお願いするものでございます。

12節役務費、13節委託料、15節工事請負費につきましては、事務執行額の確定と今後の執行見通しを踏まえ、減額をお願いするものであります。

次に、3目ごみ焼却施設整備事業費につきましては、発生土の土壌改良に要する追加工事費の確定に伴いまして17万9,000円に減額し、総額を9億5,222万円に補正をお願いするものでございます。

次に、4目最終処分場費につきましては、218万2,000円を減額し、総額を4,019万4,000円に補正

をお願いするものでございます。11節需用費の消耗品費、燃料費、光熱水費、薬品費につきましては、今後の執行見通しを踏まえ減額をお願いするものであります。修繕料の131万8,000円の追加につきましては、水処理施設のPH計の修繕、及び中央制御室の蛍光灯の修繕に要する経費の追加をお願いするものでございます。

12節役務費、15節工事請負費につきましては、おのおのの事業執行額の確定に伴いまして減額するものでございます。

計の欄をごらんいただきたいと思えます。4款2目清掃費の総額といたしまして、1,638万円を減額し、13億3,824万1,000円に補正をお願いするものでございます。

以上が衛生費でございます。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） それでは、続きまして5款の消防費について御説明いたします。

説明書の5ページ下段をごらんいただきます。

1項1目常備消防費につきましては、2節給料から19節の負担金補助金及び交付金までの執行残を合わせまして、224万3,000円の減額をし、総額を10億8,024万8,000円とするものでございます。

2目消防施設費につきましては、11節需用費修繕料であります。20万円の執行残を減額し、総額9,930万6,000円とするものでございます。

以上、5款消防費につきましては1目2目合わせて244万3,000円の減額補正をお願いし、総額11億7,955万4,000円とするものでございます。

以上、消防費でございます。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 繰越明許ですね、事務所の業務委託料とそれから消防費の指揮車購入、これが繰り越しになった理由と、その事務所の、先ほどの質問にもありましたけれども移転するに当たってのスケジュールですね、年度内に委託業務が手がつかないのかという部分ですね。取得するのがいつで委託業務を依頼するのがいつごろでというふうなところの細かいスケジュール、おわかりでしたらお知らせ願いたいのと、債務負担行為の補正ということで一覧出ていますけれども、限度額が記載されているだけでどのような修正なのかちょっとわからないので、その辺御説明していただければと思います。

○議長（平渡高志君） 財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） まず、取得までの日程でございますが、今月中には契約を締結したい

と考えております。取得の財務局との契約ですね。きょう議決をいただきましたので。

それから、改修工事の設計業務なんですけれども、これ今契約を進めている途中でございまして、4月の末日までに成果品を納めてもらうということにしております。これはどうしても設計にちょっと時間を要しますということで、新築ではなく改修ですので、今からどのくらいということでお聞きしますと、2カ月ほど要するということで4月の末日。ですから、これを全部していくとやはりどうしても年度内には成果品が出てこないということで、ここで550万円を繰越明許させていただきました。

消防の指揮車の購入でございしますが、これは1,440万円ですけれども、艤装に時間を要するということで、ここであとどうしても年度内には無理だということで、6カ月ほどかかるということは聞いております。

済みません、債務負担行為の補正でございしますが、28年度から29年度ということで、期間を明記しております。これにつきましては、議会の議決が終わりましたらばすぐに契約行為に入れるようにということで28年度からということにしておりますが、この内容につきましては一応28年度から事業を執行するために上げさせていただいたもので、新しい業務ということは特段ございません。継続してやるとか28年度で業務の期間が切れたということで新たに追加しておりますが、新たな業務ではございません。以上です。

○議長（平渡高志君） 14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 指揮車の購入の件で、6カ月ということでしたけれども、これはいつ取り組んで、その6か月後というのはいつなのかおわかりですか。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 1月に業者さんが入札で決定をいたしまして契約が早々に終了する予定になっておりますが、8月の末ということで業者さんからは聞いております。以上でございます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございせんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 説明書の中でも5ページにですね、衛生費の関係でございしますが、需用費の中で修繕料ということでバグフィルターの修繕についての説明あったわけですが、このバグフィルターについて、以前の前の放射性廃棄物の焼却問題でもこのバグフィルターいろいろ課題になったわけですが、この修繕については定期的なものなのか、何か今回急遽問題が生じて修繕になったのか、修繕についての内容を若干細かく説明をお願いしたいんですが。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 細かい点は業務課長からですけれども、バグフィルターの昨年いろいろ放射能汚染廃棄物の関係でバグフィルター、説明の機会あったわけですけれども、基本的には年間通してこれらのメンテナンス保守点検業務を専門的に業務委託しております。その点検結果を受けまして、当然バグフィルターの場合は即時に修繕をしなければ性能を発揮することができませんので、今回も年間契約の中で点検で指摘された部分の改修を早急に取り組むという内容でございます。

具体的な部分については、業務課長のほうから。以上です。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、お答え申し上げます。

昨年の暮れに業者によります点検行いまして、その中でこのバグフィルター関係のですね、関係という形で説明させていただきましたけれども、コンプレッサーの関係のセンサーの交換とか、あとそれからコンプレッサー関係のファンの交換、そういうようなものを新たな形で修理しなければならないというような報告が上がりました。そういうことでの修繕費の計上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 素人で本当にわからないんですが、よく生命には危険を及ぼすという大げさなものではないんでしょうが、このバグフィルターの能力の低下が即、いわゆるこの趣旨のこの機器の能力低下することが汚染を広めることにもつながるものかなと考えた場合には、ある面でこういう場合には専決的な対応もとりながら速やかにその昨年の暮れに点検して指摘されたというところでございますが、もう約2カ月近くなるわけですが、そういう点では急を要するものについての対応について専決処分の対応というのはどのように考えられるのか、その辺検討されなかったのかどうか、確認しておきたいのですが。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 今回の補修箇所は有害物を除去する部分ではございません。その附帯部分で、専決処分を検討いたしました。早急に急ぐという中で、本日歳出予算の精査する中で事後処理での予算計上でございます。御理解いただきます。補修は早急に取り組ませていただいております。ただ申し上げますと、生命にという御質問でありましたけれども、今回の場合、有害物を除去する心臓部分に付随する部分でありましたので、手は打たせていただいております。事後の予算づけ、おわび申し上げますが以上のような内容です。以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 今の説明に尽きるわけですが、改めてお願いしておきたいんですが、そういう急を要する場合にはやはり専決処分もやむを得ないのかなんていう考えのもとに今後の対応を改めてお願いしておきたいと思いますが、一言もし答弁あれば。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 今後は議員おっしゃるとおり、理事会と十二分にその辺協議しまして進めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）ありませんか。質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第8、議案第5号平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩時間は10分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9 議案第6号 平成28年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）

○議長（平渡高志君） 日程第9、議案第6号平成28年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） それでは、議案書25ページをお開き願います。

議案第6号平成28年度黒川地域行政事務組合の介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、

次に定めるところによるものです。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ236万2,000円を減額いたしまして、1,750万円とするものです。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表によるものでございます。第1表次のページ、26ページにございます。

それでは、詳細につきまして、説明書により説明申し上げます。

9ページ、お開き願います。9ページにつきましては、歳入歳出を総括したものでございます。詳細につきましては、10ページからお願いいたします。

歳入でございます。まず、1款分担金及び負担金1目負担金、町村負担金でございますが、1,984万2,000円から294万4,000円を減額いたしまして、1,689万8,000円とするもので、この減額分につきましては、各市町村へそれぞれお返しするものでございます。

説明欄に記載しております金額でございます。

次に、2款繰越金1項1目繰越金に58万2,000円を追加いたしまして58万3,000円とするものですが、これは前年度繰越金の調整をさせていただいたものです。

次に、歳出でございます。執行残の整理となっております。

1節報酬、9節旅費につきましては、審査会委員の出欠状況から生じた不用額による減額となっております。

なお、審査会の開催につきましては、予定どおり計画的に開催されております。

また、そのほか2節から4節までの人件費につきましては、人事異動による精査となっております。

11節需用費につきましては、事務経費を精査したものでございます。

介護認定審査会費236万2,000円を減額した内容となっております。

11ページから13ページまでは、今回補正の給与費に係ります給与費明細書となっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上が介護認定審査会第1号の補正の内容でございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第9、議案第6号平成28年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正

予算（第1号）を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第10 議案第7号 平成28年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（平渡高志君） 日程第10、議案第7号平成28年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、議案書27ページをごらんいただきたいと思います。

議案第7号黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算につきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、予算執行状況を精査し、収入支出の所要経費につきまして整理した内容となっております。

第2条では、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額につきまして補正をお願いするものであります。

まず、収入であります。第1款病院事業収益におきまして、365万2,000円を追加し、補正後の予定額を30億353万円とするものでございます。

次に、支出であります。第1款病院事業費用におきまして、892万2,000円を追加し、補正後の予定額を31億3,189万円とするものでございます。

第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額につきまして、補正をお願いするものでございます。

まず、収入であります。第1款資本的収入におきまして、279万4,000円を減額し、補正後の予定額を3億6,292万8,000円とするものでございます。

次に、支出であります。第1款資本的支出におきまして、279万4,000円を減額し、補正後の予定額を3億6,292万8,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条では、予算8条に定めた関係市町村からの補助を受ける金額につきまして、資本的勘定から収益的勘定へ予算の組み替えをお願いする内容となっております。具体的には、中段の資本的

収入を249万4,000円減額し、上段の収益的収入に249万4,000円を追加するものであります。市町村ごとの補正額につきましては各表のとおりでありまして、トータル的には一番下の表にありますとおり、関係市町村の負担金額につきましては変更はございません。金額については、4億2,228万5,000円のままでございます。

議案書については、以上であります。

次に、詳細につきましては、別冊にあります補正予算に関する説明書について御説明を申し上げます。

15ページ、16ページ、こちらのほうをお開き願いたいと思います。

補正予算実施計画明細書でございます。15ページの上段の表には、収益的収入及び支出の収入であります。補正予定額の欄をごらんいただきたいと思います。

1款2項2目の他会計負担金の249万4,000円の追加につきましては、起債利子の償還金と今後の設備修繕等の執行見通しを踏まえ、市町村負担金を資本的勘定から収益的勘定に組み替えをお願いする内容となっております。

次に、5目その他医業外収益につきましては、派遣医師の人権費を整理し指定管理者からの負担金190万8,000円を減額する内容となっております。

次に、3項特別利益につきましては、306万6,000円の追加をお願いするものであります。これにつきましては、平成27年9月11日の東北・関東豪雨により被災いたしました病院の建物等につきまして、県町村会より災害共済金が支払われたことによるものでございます。

次に、下の段、支出であります。1款1項1目給与費につきましては、派遣医師1名及び事務職員の1名の人件費につきまして、おのおのの所要額を精査し、45万2,000円を減額するものであります。

3目経費につきましては、事業執行の確定と今後の施設整備に係る修繕等の見通しを踏まえまして431万4,000円の追加をお願いするものでございます。

4目減価償却費につきましては、医療機器に係ります減価償却の所要額を整理しまして303万4,000円の減額をお願いするものでございます。この科目につきましては、現金の伴わない支出となっております。

5目資産減耗費につきましては、平成28年度にCTを初め新しい医療機器が整備されましたので、古い医療機器を破棄したことに伴い固定資産の除却に要する経費につきまして、830万4,000円の追加補正をお願いするものでございます。これも減価償却費と同じように現金の伴わない支出となっ

てございます。

次のページをお願いいたします。

1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債及びリースに係る利息につきまして、今後の執行見通しを踏まえ21万円を減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。

まず、上段の収入であります。1款1項関係町村負担金につきましては、下段の支出における所要額の確定や今後の執行見通しを踏まえ、関係する市町村負担金249万4,000円を減額し、収益的勘定へ組み替えるものであります。

2項企業債につきましては、CTを初め10項目の医療機器購入の事業額が確定したことによりまして企業債の借入額につきまして、30万円を減額するものでございます。

次に、下段の支出であります。1款1項企業債償還金につきましては、企業債元金償還額の今後の執行見通しを踏まえ144万1,000円を減額するものであります。

2項建設改良費につきましては、医療機器購入の事業額が確定したことに伴いまして、32万7,000円の減額をお願いするものでございます。

3項リース資産購入費につきましては、リースにより購入した医療機器の元金償還額につきまして、今後の執行見通しを踏まえ102万6,000円を減額する内容となっております。

次のページをお願いいたします。

補正予算の給与費明細書であります。17ページから18ページまでが今期補正の給与費に係ります明細となっております。ごらんいただきたいと思っております。

以上が、病院事業会計補正予算の内容であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 補正予算に関する説明書の中で、14、15ページでございますが、この中で収入、支出を見ますと、収益では365万2,000円ほどふえているものの、費用で892万2,000円というところで、実質527万円が減額というか、経営を圧迫している数字になっているわけですが、その辺についてどのように分析されておられるのか、改めて確認しておきたいと思っております。

それからもう1点、15ページのほうにこの支出のほうで5目の資産減耗費の固定資産の除却費830万4,000円ですか、この金額があるわけですが、先ほど527万円の減額、実質病院の経営を圧迫している数字、それとこの4目の減価償却費と5目の資産消耗費を差し引きしますとちょうど527万になるわけですが、その差額がですか、いわゆる費用がふえた分ですね、私この固定資

産の除却費、このことについて内容をお聞きしたいと。できるならば本来303万4,000円の減価償却費が△になっているということは、今回見落としたものが減価償却に見なかったと、一方で資産減耗費でふえていると、そういう点で830万4,000円がまだ価値あるものについて減価償却終わっていないものが830万4,000円あったということになると考えるものですが、なぜその減価償却終わる前にこういう状況になっているのか、その辺も含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それではお答えいたします。

先ほど、差は五百何万ということでお話ありましたけれども、これにつきましては、先ほど議員さんがおっしゃられたとおりに支出の部分で4目の減価償却費並びに5目の資産減耗費、こちらの関係と関係しておりまして、要するに現金ベースではなくて、先ほどお話し申し上げましたとおりに現金以外のものでの支出、その分が多くなったということでございます。それで、今先ほどお話しありましたとおりに、資産減耗費でございますけれども、830万円ほどの資産減耗ということで、今回増額という形にさせていただきました。この内容につきましては、今回1億3,000万円ほどでCT初め10項目の医療機械を購入したわけですが、その購入時点での金額を見ますと、総額で8,300万円ということで、年々と減価償却そのものを毎年毎年医療機器については5年とか6年ということで償却していくわけですが、残存価格ということで、その時限を過ぎたものについては10%が残存ということで残ります。その分について、新しい機械が入ったことに対しまして古い機械についてはなくなるわけでございますので、廃棄するというふうになりますので、その分についての残った830万円、これを除却という形で現金を伴わないんですけれども、ふえたというような内容となっております。

あと、減価償却費関係の300万円については当初予算から比べての後からの精査した金額で300万円の減額というふうになったものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 固定資産の除却費のこの明細ね、これ今手持ちになればその明細について提出をお願いしたいんですが、議長。いわゆる何のものが本来何年に買って、何年に償却終わるのが結局減価償却終わっていないから資産の減耗費が生じるという理解をした場合には、当然残存物の価格も出てくるだろうと。それらの明細がないことには830万4,000円をぼっと出されてもなかなか私は理解できないということで、当然その明細があるはずですから、その提出を、今なけれ

ば後日でも結構ですから、これは私の手元にあるいは議会に示すべきではないかと思うんですが、その答弁を求めたいと思います。

また、減価償却費の残存が10%というような説明でしたが、私農業関係についての減価償却についてはたしかもう10年ぐらいありますか、ほとんどが1円を残す残存にして、あとは期間内で全額償還してもいいということだから償却資産における対応が変わっていると思うんですが、いまだに病院側は10%に見ているということは、それは税法に許されるということで理解していいんですね。その辺についてちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 1点目については、あと後日明細のほうは出させるということで。

○8番（千葉勇治君） 今あっこって今出してもらっていいんですよ。なければ。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 本日手持ち、業務課長、持っていませんので。（「あります」の声あり）あります。千葉議員の后者のやつ、お答えいたしますが、何年に改正になったかちょっとつかんでおりませんが、今担当のほうから確認いたしましたら、過去は1割、10%の残存価格という法規定ございましたが、今は1円まで改正になっています。それ、病院事業の場合は、従来そのままま来ておりますので、医療機器の更新時期に1割で抑えておいた価値感を除却するという手続をとってきておるのが現状であります。まだ1円まで下ろせるという、その辺は適用しておりません。ただこれは法律に触れるのではないということでもいいんですよ、ございません。以上です。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、お答え申し上げます。

今回、CT初め10項目ということでございますけれども、内視鏡の洗浄消毒装置とかそういうようなことでもって今回は整備してございます。それで、このCT、これにつきましては、平成18年度にMRIとともに整備したものでございまして、それでこのときの取得価格でございますけれども、2,000万円でございます。それで、今までの償却につきましては、1,800万円ということで、200万円の残存価格がございました。それを今回200万円を除却というふうになります。

あと、そのほかの9点の医療機器につきましては、平成8年度に整備した医療機器でございまして、その機械が、その医療機器については6,300万円ほどの取得価格でございます。今までの償却累計としまして5,670万円ほどでございます。残存が630万円ということで、今回は630万円のものについて除却というふうになったものでございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番(千葉勇治君) 最後なんで。たとえば平成8年の、1割残っているということで、なるほど、ちょっと待って、630万円の残存、200万円の残存でこれ830万円ね。大まかね。

ちょっといろいろ書類見ますと、この固定資産の除却した場合には、廃棄とは違ってそれはいわゆるしたものとする云々以前に、まだ価値あるものをただ現場から離すということで隔離しなければならないということになっているんですが、何かいろいろお聞きしていますと、それは下取りみたいな形で既に処理しているということですが、経理上これは問題がないのか。私いろいろ経理的なインターネットでの調査なんですけど、固定資産の廃棄と除却については大きな差があるというような説明もあるわけですが、もう既に現物としてはものがないと、ないんだから、実際はそうした場合には除却ではなく廃棄になるのではないかという見方もされるわけなんですけど、間違いなく、助役、これは除却という表現で結構なんですか。その辺の確認も含めてですね、どうもこの除却に対する捉え方に若干その違いがあるのではないかと思うんですが、改めてこの処理について問題ないかどうかお聞きしておきたいと思います。

それから、たしか医療機械については、たしかではないな、先ほどは法的に何も触れないということでの内部で確認をされていたようですが、減価償却の捉え方は、たしか税法で何か今後1円にしなくてはならないというような定めがあったかと思うんですが、平成18年の購入されたCTについては、それは大きく減価償却ふやすことによって病院経営をかなりさらに赤字をふやす形になるということでこれまでの長いいわゆる減価償却の捉え方されていたのかなと疑わざるを得ないんですが、すでに税法ではこうしなさいということで指導を受けた場合に、これまで1割の減価償却があったとしてもそれをさらに5年間に分けていわゆる5分の1ずつその残存について処理できるというような方法があったし、またそうしなければならなかったかと思うんですが、何も問題なかったんですか。その税の処理上は。その辺について確認も含めて答弁もらいたいと思います。

○議長(平渡高志君) 助役佐野英俊君。

○助役(佐野英俊君) まず、会計処理上ですけれども、固定資産除却費、これはあくまでもここで補正予算をお願いしている分は会計処理上、当然伝票処理をして会計上、下ろすという手続をとらせていただくものであります。それで、取り外した医療機器等は大きいものでは今回CTという説明でしたけれども、CT等を取り外してその後を考えますと、除却はこのように予算措置の中で会計処理上手続をとらせていただくと。それから取り外した医療機器につきましては、従来償却期間を終えたものが当然のことで更新してきておりますので、契約業者が決まる際に処理処分を特にエックス線とか絡むもの等については勝手に処分できない部分もございますので、それらの業者に専

門的に1つの契約条件の中に処分という部分、破棄手続をとりまして、破棄を更新時に契約条件に入れておるのも実態でございます。特別な場合を除きですけれども。その後、後から処理処分となりますと、それらの処理経費が改めて発生する場合がございますので、当然更新時期に合わせてやっておるのが実態でございます。あくまでも補正予算絡みの部分は台帳から下ろすための手続、あと議員おっしゃるとおり破棄処分につきましては、書類上の決裁をもちまして当然それらの処分という手続をとっておるのが実態でございます。

あと、最終的に1円という部分でありますけれども、法改正の中で最大1円まで従来1割、10%であったものを1円までという法改正があったという部分でございますが、それらについては従来のやり方で来ておりますので、今後検討させていただきたいと考えています。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第10、議案第7号平成28年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11 議案第8号 平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第11、議案第8号平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課主幹明石良孝君。

○財政課主幹（明石良孝君） それでは、議案書29ページをお開き願います。

議案第8号平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計予算について、御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億6,554万3,000円とするものでございます。

第2項にまいりまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次のページ30、31ページにございます「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

続きまして、地方債第2条でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債につきましては、32ページ「第2表 地方債」をごらん願います。

起債の目的、限度額でございますが、ごみ焼却施設整備事業といたしまして、5億6,770万円、

水槽付消防ポンプ自動車更新事業といたしまして5,300万円を予定するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

29ページにお戻り願います。

第3条一時借入金ですが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を4億円と定めるものでございます。

次に、歳出予算の流用第4条でございますが、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を1号のとおり定めるものでございます。1号につきましては、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足生じた場合における同一款内での各項の間で流用ができるものとするものでございます。

議案書につきましては、以上でございます。

それでは、別冊の平成29年度各種会計に関する説明書で説明させていただきます。

1ページをお開き願います。次の2ページまでが、歳入歳出に係ります各款ごとの総括でございます。詳細につきましては、次の3ページから御説明を申し上げます。

3ページからは歳入でございます。まず初めに、1款分担金及び負担金1項1目市町村負担金につきましては、総額27億5,885万9,000円とするものでございます。各市町村の負担金につきましては、各費目の事業費から自主財源を差し引いた金額をもとに組合規約規定に基づきまして、人口割、実績割、児童生徒割などから算出をしております。各市町村の負担金の費目ごとの金額は中段にございます市町村負担金調書のとおりでございます。市町村ごとの負担金の合計のみ朗読させていただきます。

富谷市6億7,281万1,000円、大和町12億2,626万8,000円、大郷町4億5,380万8,000円、大衡村4億597万2,000円、市町村負担金の合計額が27億5,885万9,000円でございます。

4ページをお開き願います。

2款使用料及び手数料1項1目衛生使用料につきましては、550万円を計上しております。こちらは黒川浄斎場の使用料でございます。

2目総務使用料につきましては、1節土地使用料といたしまして黒川浄斎場と一般廃棄物最終処分場の敷地内の電力柱の設置使用料といたしまして1万1,000円の計上でございます。2節施設使用料につきましては、各施設に設置しております自動販売機の設置使用料23万5,000円でございます。内訳については記載のとおりとなっております。

次に、2款2項1目衛生手数料につきましては、環境衛生センターに搬入されるし尿及び浄化槽

汚泥の処分手数料420万円、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請手数料4万円合計424万円を計上しております。

また、2目消防手数料につきましては、危険物施設許可申請手数料200万円、火薬類消費許可申請手数料5万円の205万円の計上となっております。

次に、3款国庫支出金1項1目衛生費国庫補助金につきましては、循環型社会形成推進交付金といたしまして3億7,972万2,000円と、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金といたしまして31万1,000円の合わせまして3億8,003万3,000円の計上となっております。循環型社会形成推進交付金につきましては、平成27年度から29年度までの3カ年で事業を進めておりますごみ焼却施設整備事業に係る交付金で、平成29年度においては最終年度分の交付額を予定するものであります。また、廃棄物処理施設モニタリング事業の補助金につきましては、震災に関する補助事業でございます、一般廃棄物最終処分場の地下水の測定に要する経費の補助が予定されているものでございます。

次に、4款県支出金1項1目消防費県委託金につきましては、宮城県からの移譲事務交付金といたしまして6万3,000円を計上しております。

次に、5ページをごらんください。

5款財産収入1項1目財産貸付収入につきましては、旧衛生処理場跡地内の電話電力柱の設置に係る貸付料といたしまして1万4,000円の計上となっております。

2目利子及び配当金につきましては、財政調整基金に係ります利子といたしまして1万円を計上したものです。

次に、6款寄付金1項1目教育費寄付金につきましては、黒川けやき教室の教材整備に係る寄付金といたしまして5,000円を計上したものです。

次に、7款繰入金1項1目財政調整基金繰入金につきましては、7,295万7,000円を財政調整基金より取り崩して繰り入れるものでございます。この充当につきましては、組合事務所移転に伴う改修工事費6,900万円及び議案書の地方債で説明いたしました水槽付消防ポンプ自動車更新事業に係る自主財源分として395万7,000円を充てるものでございます。

次に、8款繰越金1項1目繰越金につきましては、科目ごとの繰越見込み額で367万7,000円を繰越額とするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

9款諸収入1項1目組合預金利子につきましては、歳計現金預金利子といたしまして4万円を計上させていただいております。

同じく 9 款 2 項 1 目消防費受託事業収入につきましては、425万6,000円を高速道路救急業務支弁金として計上したものでございます。

続きまして、9 款 3 項 1 目雑入につきましては、合計1,289万3,000円でございます。主たる収入につきましては、団体保険の事務取扱手数料90万円、環境管理センターの再資源物の売払代が840万円、同じく環境管理センターに搬入されたペットボトル等の再商品化により日本リサイクル協会から抛出される再商品化配分金として250万円、あと宮城県の防災航空隊に職員を派遣していることによる防災ヘリ市町村等助成金99万7,000円等となっております。

次に、10款組合債でございますが、先ほど議案書の地方債で説明いたしましたごみ焼却施設整備事業債として5億6,770万円を1目衛生債で、水槽付消防ポンプ自動車更新事業債としまして5,300万円を2目消防費で予定するものであります。

以上が、歳入合計38億6,554万3,000円の説明でございます。

歳出につきましては、各部門より説明いたします。以上です。

○議長（平渡高志君） 総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） 続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出につきまして、御説明申し上げます。

初めに、1 款 1 項 1 目議会費でございます。議会定例会と臨時会開催に要します経費といたしまして244万6,000円をお願いするものでございます。

次に、2 款 1 項 1 目一般管理費でございます。2 節、3 節、次のページの4 節の共済費までが人件費で、7,052万7,000円を計上しております。特別職、一般職の9人の人件費を計上しております。

それから、1 節と8ページの9 節から9ページ19 節の負担金補助及び交付金までが一般管理費といたしまして2,463万7,000円を計上しております。

8ページをお願いいたします。

中でも8ページから9ページにかけての13 節の委託料につきましては、各会計システムの保守委託料が主なものでございますが、新規といたしまして、ストレスチェック業務委託料と事務所移転先改修工事施工監理業務委託料を計上しております。

14 節の使用料及び賃借料につきましても新規といたしまして管理センター及び消防部門のパソコン等機器の賃借料285万5,000円を計上しております。

また、工事請負費につきましては、事務所移転に伴う改修工事、パソコン移設工事、それから電話移設工事につきまして6,900万円を計上しております。18 節備品購入費におきましても、事務所

移転に伴う備品の購入費等として158万6,000円を計上しております。

次に、2目の文書広報費につきましては、9ページになります。年4回発行の広報誌に要する経費といたしまして、182万5,000円をお願いするものでございます。

3目の財政管理費につきましては、財政調整基金管理費といたしまして、1万円を計上しているものでございます。

4目公平委員会費は、県に委託している事業でございます。2万1,000円を計上しております。

最後に、2款2項1目監査委員費でございます。毎月行われます監査に要する経費といたしまして、35万5,000円をお願いするものでございます。

最後に、22ページから29ページにつきましては、給与費明細書になります。先ほどと同じように説明を省略いたしますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

以上が議会費と業務費でございます。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 続きまして、次のページをお願いいたします。

3款民生費でございます。

これにつきましては、老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でありまして、年3回の開催を予定し、委員に対します報償金その他の事業事務経費であります。予算額は前年度と同額の8万円の計上であります。

次に、衛生費であります。

まず、4款1項1目保健衛生総務費につきましては、業務課の衛生部門に係る経費で、前年度と比較し170万8,000円減の2,899万1,000円の計上であります。これは、職員の退職手当負担金などの減によるものでございます。

まず、2節から4節までは、業務課の衛生部門担当職員4名に係る人件費であります。11節需用費につきましては、公用車2台に係る燃料費、車両修繕料及びコピー料であります。12節役務費につきましては、電話料、郵便料、職員健康診断料、自動車損害保険料であります。13節委託料につきましては、給与電算業務委託料であります。27節公課費につきましては、自動車の重量税であります。

次に、2目火葬場につきましては、火葬場の管理運営に要する経費でありまして、前年度と比較し338万円増の3,199万7,000円の計上であります。これは、主に工事請負費における増によるものであります。

火葬業務につきましては、平成26年度から民間に委託し、常駐社員2名による管理になっておりますことから、人件費の計上はございません。主な施設の管理、維持管理について御説明を申し上げます。11節需用費につきましては、火葬用ロストルや温度センサーの購入代、火葬用の灯油代、電気料、緊急対応修繕料などで、531万2,000円を計上しております。12節役務費につきましては、電話料、電気工作物保守点検や地下タンク漏えい検査等の点検検査手数料、火災保険料であります。13節委託料につきましては、火葬等業務委託を初めとする各種業務委託料でありまして、1,973万7,000円の計上であります。14節使用料及び賃借料につきましては、エアコンの再リース料及びAEDの借上料であります。15節工事請負費につきましては、火葬炉設備のセラミック部分の張りかえや耐火台車上部の取りかえなどの修繕、告別ホールの空調設備の更新及び控え室屋上などの防水修繕に係る経費で635万1,000円を計上しております。19節負担金、補助及び交付金につきましては、黒川地区危険物安全協会等防火管理者協議会の負担金となっております。

一番下になりますが、1項保健衛生費計といたしまして、前年度より167万2,000円増の6,098万8,000円をお願いする内容でございます。

○議長（平渡高志君） これより昼の休憩に入ります。

会議の再開は午後1時からとなります。どうぞよろしく申し上げます。

事務局から連絡がございます。

○総務課主幹（吉村あき子君） それでは、事務局より昼食の連絡をいたします。議員の皆様には議員控室に御用意しております。また、理事長理事様には町長室、執行部につきましては、302会議室となっておりますので、よろしくごお願いいたします。なお、昼食時に懇親会費、昼食代を集金させていただきますので、よろしくごお願いいたします。以上でございます。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、引き続きまして、衛生費の説明をさせていただきます。

11ページ下段の2項の清掃費のほうごらんいただきたいと思います。

1目し尿処理費につきましては、し尿処理施設の管理運営に要する経費でありまして、前年度と比較し1,351万8,000円減の5,974万3,000円の計上であります。施設管理業務委託料等の減によるものが主なものでございます。

次のページをお願い申し上げます。

し尿処理費の施設管理につきましては、平成23年度から民間に委託しておりまして、常駐社員4名による管理となっておりますので、人件費の計上はございません。主な施設の維持管理について御説明を申し上げます。

11節需用費につきましては、ポンプ部品消耗品の購入、汚泥焼却用のA重油代、365日24時間稼働している施設でございますので、これに要します電気料、緊急対応修繕料、し尿処理に使用します薬品代でありまして、2,016万8,000円の計上でございます。12節役務費につきましては、電話料、環境を監視するために必要なダイオキシン測定などの各種検査手数料、火災保険料の経費でありまして、138万3,000円を計上するものであります。13節の委託料につきましては、し尿処理施設管理業務委託を初めとする各種委託料経費でありまして、1,615万3,000円を計上いたしております。14節使用料及び賃借料につきましては、施設で処理いたしました処理水を埋設放流管により吉田川に放流しておりますことから、一部民有地に埋設しておるところがありますので、その借地料並びにあと複写機の再リース経費であります。15節の工事請負費につきましては、し尿処理施設における汚泥脱水機修繕、各種ポンプの更新と、管理棟屋根雨漏り修理に要します経費でありまして、2,191万4,000円を計上しております。19節負担金補助金及び交付金につきましては、黒川地区危険物安全協会への負担金となっております。公用車管理につきましては、ダンパー車初め公用車計2台の管理経費を各節に計上してございます。

次に、2目ごみ処理費につきましては、ごみ焼却施設粗大ごみ処理施設、廃プラスチック減容施設、ペットボトル減容施設などの各種ごみ処理施設の管理運営に要する経費でありまして、前年対比2,460万8,000円減の2億6,855万7,000円の計上であります。減額につきましては、燃料単価等が下がったことによる減額や、原油焼却施設の必要最小限の補修計画等により補修経費が減少したためであります。2節から4節までは、環境管理センター勤務職員13名に係る人件費であります。7節賃金につきましては、臨時職員12名に係る経費でありまして、1,352万6,000円の計上であります。11節需用費につきましては、噴射水用部品などの購入費、ごみ焼却用のA重油代、ごみ焼却施設を初め各施設運転に要する電気料、緊急対応修繕料、またごみ焼却に要します薬品代でありまして、6,634万7,000円を計上するものであります。12節の役務費につきましては、環境を監視するために必要なダイオキシン測定などの各種検査手数料でありまして、494万3,000円を計上するものであります。

次のページをお願いいたします。

13節の委託料につきましては、カレット等の再商品化委託料を初め、各種業務委託料でありまして、2,070万9,000円を計上したものでございます。14節の使用料及び賃借料につきましては、大型ローダーの借り上げ経費等147万3,000円を計上しております。15節工事請負費につきましては、耐火物補修などのごみ焼却施設整備工事を初めとする計画的な各施設整備に係る経費6,904万8,000円を計上するものであります。19節の負担金につきましては、使用済乾電池広域回収処理施設連絡協議会負担金などの経費であります。公用車管理費につきましては、ダンプを初め公用車5台の管理経費を各節に計上してあります。

3目ごみ処理施設整備事業費であります。前年度より10億1,886万6,000円増の18億8,656万5,000円をお願いするものであります。9節旅費につきましては、ごみクレーン装置の工場検査に係る経費を計上しております。13節委託料につきましては、現在建設中の焼却炉工事に係る施工監理業務の委託経費並びに将来予定されております現在使用中の焼却炉を解体するための基本計画等の策定に要する経費につきまして、1,514万2,000円を計上いたしております。15節工事請負費につきましては、最終年度の整備費用18億3,535万2,000円を計上するものであります。19節負担金補助及び交付金につきましては、金取北地区におけます駐車場整備及び集会施設の建てかえに係る負担金及び交付金につきまして3,535万円を計上しております。

次に、4目最終処分場費につきましては、最終処分場の管理運営に要する経費でありまして、前年度比800万9,000円減の3,436万7,000円の計上であります。主に施設管理業務委託料や工事請負の減によるものでございます。施設管理につきましては、環境管理センター職員が兼務で管理しておりますので、人件費の計上はありません。11節の需用費につきましては、環境衛生センターと同様に24時間年間を通して稼働してありますので、それに要する電気代、給水ポンプなどの修繕料、水処理施設に使用します薬品代など1,071万2,000円を計上しております。12節の役務費につきましては、年間を通して実施しております水質検査などの検査手数料につきまして272万8,000円を計上しております。13節の委託料につきましては、最終処分場維持業務などの各種業務委託料でありまして、1,409万3,000円の計上であります。15節の工事請負費につきましては、砂ろ過・活性炭入れかえ及び処理槽清掃工事などの計画的な整備工事の経費670万8,000円を計上しております。公用車管理費につきましては、水槽車を初め公用車2台の管理経費を各節に計上しております。

最終段に目の合計がございまして、2目清掃費計としまして、前年度対比9億7,273万1,000円増の22億4,923万4,000円をお願いするものでございます。

以上までが衛生費でございます。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 続きまして、5款の消防費について御説明申し上げます。16ページをごらん願います。

1項1目常備消防費につきましては、前年対比で5,627万9,000円増の11億5,554万3,000円を計上しております。それでは、その節ごとに御説明を申し上げます。

2節から4節までは消防の事務事業を担当する職員145人に対する人件費を計上しております。8節の報償費でございますが、郡内の中学生を対象にした火災予防ポスターコンクールの記念品代として2万9,000円を計上しております。

次に、9節の旅費でございますが、研修会、講習会などに要する普通旅費及び宮城県消防学校入校救急救命士の養成などの消防職員の研修教育に要する経費の特別旅費といたしまして、402万1,000円を計上しております。

次に、11節の需用費でございますが、現場活動に必要な被服費を含む消耗品費、施設燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び薬品費として3,572万8,000円を計上しております。

次に、17ページでございますが、12節の役務費でございますが、電話料などの通信運搬費、電気工作物保守点検などの各種点検検査手数料、職員145人分の健康診断料などとして1,674万2,000円を計上しております。13節の委託料でございますが、主なものといたしまして給与電算等業務委託料、富谷消防署大衡出張所除雪作業委託料及び救急救命士の病院研修委託料など343万円を計上しております。14節の使用料及び賃借料でございますが、事務機器及び2署2出張所の夜間勤務者用の寝具などの借上料などとして256万2,000円を計上しております。15節の工事請負費でございますが、消防本部本訓練塔改修工事及び大郷出張所ユニットバス設置工事費として1,537万3,000円を計上しております。

18ページをごらん願います。

続きまして、18節の備品購入費でございますが、1,231万4,000円を計上しております。主なものとしましては、庁用器具費ですが、富谷消防署と大衡出張所の防火衣ロッカー及び事務用椅子等の更新として184万5,000円を計上しております。

続きまして、警防・救急・救助備品の機械器具購入として1,024万9,000円を、さらに教材・機材購入として22万円をお願いするものでございます。19節の負担金、補助及び交付金でございますが、全国消防長会等の負担金、消防大学校、宮城県消防学校、救急救命士を含む各種研修負担金などとして828万円を計上しております。

以上が1目常備消防費でございます。

続きまして、2目の消防施設費につきましては、前年比5,827万3,000円増の1億2,601万5,000円を計上しております。消防施設費であります。これは通信指令施設及びデジタル無線電話装置の維持管理または消防車両27台及び装備資機材の維持管理、更新整備に要する経費であります。

初めに11節の需用費でございますが、通信設備管理及び車両管理用消耗品、消防車両27台分の燃料費並びに通信施設、設備及び車両の修繕料として1,377万3,000円を計上しております。12節の役務費でございますが、消防車両11台分の車検代行料並びに自動車損害保険料として120万4,000円を計上しております。

次に、13節の委託料でございますが、全国町・字ファイル保守委託、消防救急デジタル無線及び消防指令システム保守点検業務委託並びに富谷指揮1整備に伴う指令システム改修業務委託料といたしまして5,120万1,000円を計上しております。

次に、18節の備品購入費でございますが、富谷タンク1号車平成11年式のものであります。その更新及び通信機器購入費として5,865万円を計上しております。27節の公課費でございますが、車検11台分の自動車重量税として84万7,000円を計上しております。

以上が2目消防施設費であります。

5款の消防費の総額につきましては、12億8,155万8,000円で前年対比1億1,455万2,000円の増となっております。

以上、5款消防費予算の概要でございます。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 引き続き6款教育費を御説明申し上げます。

19ページから20ページ、1項1目教育委員会費につきましては、教育長と4人の教育委員報酬と委員会に要する経費でございます。

人件費といたしましては2節の給料から3節職員手当等、4節の共済費までが職員1名の人件費になります。教育総務費の総額といたしまして、1,016万8,000円をお願いするものでございます。

引き続き、20ページごらんください。

20ページ中段、2項1目社会教育総務費、これは視聴覚教材センターの運営費で、DVD教材の購入を計上しまして、10万7,000円をお願いするものでございます。

次に、3項1目適応指導教室費につきましては、黒川けやき教室の管理運営に要する経費で、指導員2名の賃金が主で、7節の賃金362万9,000円、8節の報償費につきましては、ボランティア講

師さんに対する謝礼として26万5,000円、9節の旅費の費用弁償、11節の需用費、12節役務費につきましては、実績に基づき計上しております。

18節備品購入費につきましては、学習及び実習等に必要な備品の更新及び購入として9万3,000円を計上しているものでございます。

以上、適用指導教室費として総額497万6,000円をお願いするものでございます。

続きまして、4項1目結核対策委員会費につきましては、平成28年度と同額年1回の委員会に要する経費7万1,000円をお願いするものでございます。

以上が6款教育費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） 財政課主幹明石良孝君。

○財政課主幹（明石良孝君） それでは、引き続きまして、7款公債費について御説明申し上げます。

1項1目元金につきましては、8,317万5,000円の計上でございます。内訳としましては、衛生債元金が2,530万8,000円、消防債元金が5,786万7,000円となっております。また、2目利子につきましては、355万3,000円の計上で、衛生債利子が39万7,000円、消防債利子が315万6,000円でございます。公債費の元金利子を合わせた償還総額は8,672万8,000円となっております。前年度比較で1,084万9,000円の増額となっておりますけれども、これは衛生債で平成28年度のごみ焼却施設整備事業債の償還開始によること主な増額の要因でございます。

なお、消防債では平成21年度の高規格救急自動車整備事業債の償還が平成28年度で終了となります。詳細につきましては、31ページにお示ししております。各見込み額についてはごらんのとおりでございます。

それでは、21ページにお戻り願います。

次に、10款予備費でございますが、予備費につきましては前年度同額の10万円の計上でございます。

続きまして、29ページをお開き願います。次の30ページまでが債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての支出額等の調書でございます。事項、限度額、支出予定額につきましては、ごらんのとおりでございます。

以上が平成29年度黒川地域行政事務組一般会計歳入歳出予算それぞれ38億6,554万3,000円の説明でございました。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 説明書の16ページに関して、救急管理についてお聞きしておきたいんですが、

冒頭に理事長からの挨拶でも救急については昭和48年8月の運用開始以来、昨年は3,685件と最多の出場件数ということで、郡民のこの救急管理、救急車への依存度の高まりがこの件数になってあらわれているかと思うんですが、そこでお聞きしておきたいんですが、1分でも1秒でもこの救急によって命を救うという、そういう任務がこの救急隊員には課せられていると思うんですが、いろいろお聞きしますとどうも一番最寄りの近いところにまず救急患者を運ぶというのが私なりに原則ではないかと思うんですが、どうも遠いところに運ばれるケースが多いということで、救急隊の救急患者の搬送についてどういう考えのもとに対応されているのか。いずれ黒川病院の会計も出てきますが、単純に見た場合には一番近い黒川病院あるいはそれに近い郡内あるいは郡の近い病院、古川方面とかあるいは仙台、塩釜、その辺が近いと思うんですが、どうも仙台方面のほうが余計行っているということもお聞きしているんですが、その辺の考え方についてどのように指導しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） それではただいまの御質問にお答えさせていただきます。

病院の手配ということでございますが、基本的にはやはり今おっしゃったように近い病院から順次手配をしていくというのが基本でございます。症状に応じてはやはり収容していただけなかったり、あるいはお医者さんが不在だったりというふうなことで結果的に仙台に行ったり、要するに管外の病院に収容になったというふうなことになっております。基本的には近隣からの手配ということで活動はしております。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 私いろいろ議員という形で、特に大郷町内の町民と接する機会が多いんですが、待ち時間、これはよりたらい回しされるよりも速やかな対応を求めるということで、若干現場に医療機関に向かう前に確認するということが救急車に担がれてもなかなかスタートしないというところはわかるわけですが、それにつけても多くの方々がかなり遠方に運ばれているということで聞く機会もあるんですが、基本的に今答弁があったように極力近くに運んでいるというようなことではございますが、その辺はどのような指導をされているのか。もちろん現場の状況によって日々変わることもあろうと思うんですが、もともとその辺の指導を徹底すべきではないかと思うんですが、もう一言その辺の対応についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 基本の手配の仕方については、先ほど申し上げたとおり近隣からと

ということで申し上げておりますが、それにプラスアルファさらには患者さんのかかりつけの病院だったりということも勘案すれば基本的に遠くなってしまったりということもあるかと思いますが、とにかく基本といたしましては先ほど申し上げたとおり近くの病院からというのが基本ということと考えております。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） その場合に、同じ黒川行政組合という中で、黒川病院の病院に対する相談といたしますか、対応の仕方といたしますか、どのような黒川病院とのつながりを持っているのか、お聞きしておきたいと思っております。ぜひ、黒川病院での受け入れについても考える時期に来ているのかなと思うんですが、これは病院関係でなくですよ、救急側としてどのように考えておられるのか、客観的な立場で答弁を願いたいと思っております。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 救急隊のほうといたしましても、患者さんにとりましてもやはり近い場所それからその患者さんの御家族から見てもやはり近い場所に運んでいただいたほうがベストというふうなことは考えておりますので、まずは黒川病院からということで手配をするようなことを基本的に考えております。（「夜間でもですか」の声あり）夜間でもそのとおりなんです、夜間になりますと当直の先生の科目によりましてなかなか受け入れていただけないこともございますので、そういうこともやはり管外に行ってしまったという原因の一つにはなると思っております。全科診ていただけるような体制ではございませんので。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） 補足説明書の資料で9ページの事務所移転に伴う改修工事の、6,900万円計上されていますけれども、この辺の、どのように改修するのか、その概要を簡単に説明をいただきたいなと思っております。

あと、14ページの工事請負費でゴミ焼却整備工事、6,904万円と計上されていますけれども、今の設備は30年からは新しい設備に移行するというので、そのために今回のこの計上額というのは何か特徴があるのかどうかですね、従来どおり出しているのかどうか、その説明をお願いします。

あと、15ページの一般廃棄物処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画策定業務委託とこう長い文章が、項目が載っているんですけども、これ具体的にアウトプットとしてどういう形のものが出てくるのかどうかを示していただきたいなと思っております。

あと、19ページの委託料、デジタル無線補修業務委託、あと消防指令のこのシステムの保守点検

業務、これアナログからデジタルに変わったときにえらい金額がぼんとはね上がっていますけれども、これって業者を変えることできるのかどうかですね、その辺のところをお聞きいたします。

以上、済みません、4点、お願いします。

○議長（平渡高志君） 財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） 改正につきましては、ざっくりとしたというか、専門家ではございませんので、一応案ということで設計屋さんには示しております。それでまず、外構工事でございますけれども、今植栽等があります部分につきましては、全部駐車場用地にさせていただきたいということですね。あと、事務所の中につきましては、一応事務所として機能させるために電気工事だったりあとパソコンの工事だったりももちろんでございますけれども、来客する際にも不便のないようにということで、大体そのような内容。あと、まずやってみなければわからないところもあるんですが、水道とかあとエアコン等がどこまで機能するかどうか、そういうところも今後見ていかなければならない事項だと思っておりますので、ざっくりとしたというか、こういう感じで改修していただきたいんだというようなことで進めていくつもりでございます。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、14ページのごみ焼却施設の整備工事の関係でございますけれども今回の工事の中身ですけれども、耐火物関係の部分が例年より若干少なくなっております。と申しますのは、あと1年もてばいいというような考えでございますので、大幅な修繕は考えない。本当に危ないようなところを整備するというような内容でございます。

あとそれから、15ページの委託料でございますけれども、一般廃棄物処理の基本計画及び循環型社会形成推進計画策定の業務委託でございますけれども、これにつきましては、今の古い施設といえますか、新しい施設ができますと今の使用している古くなる施設ですけれども、これ解体しなければならなくなります。その中で今回新しい施設になった場合には、そこには今現在入っておりますペットボトル施設が古い施設のほうに入っているんですけれども、それが新しい施設にはないということで、そういうことも整備しなければならない。あとそれから、今の入っております管理棟ですけれども、そちらのほうも解体する、それからトラックスケールのほうですね、新しく整備しなきゃいけないというようなことがありますので、今後解体した後の今後の整備、どのようにするかというものを計画する計画になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 通信指令施設、それからデジタル無線等々関係の保守点検業務につ

きましては、このメーカーの技術者がパソコンプログラム、システムの構築ですね、あそこの現場で技術者が構築していった最終的にはシステムということでございますので、メーカーの技術者でなければなかなか保守点検できないという部分がございますので、メーカーを、業者を変えるということはなかなか難しいのかなと考えております。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） ちょっとあとで、事務所の移転のその仕様なんですけれども、せっかく新しいところに行くわけですから、その中に何というか障害者が勤務したとしても可能なように、バリアフリー等もぜひ考えてもらいたいなど、このように思っております。

あと、この件に関してですね、去年の8月に条例が改正になって業務委託、1億5,000万円になってくるとこれは多分今回から議会が絡まないと思うんですけれどもね、ただそのときに春樹議員などからは確かに市になったから1億5,000万円もわかるんだけど、その中間の中で要綱とか内規みたいところでね、そういうところで検討できないかというたしか質問を記憶してまして、それは理事会であと協議検討しますよと、そういう答弁もらっているはずなんですけど、その辺の状況をまず教えてほしいということですね。

あと、消防のデジタル関係なんですけれども、業者変えられないというのはわかりました。ただ、いろんなところでもうデジタル化がやってきたんで、初期の開発費用もメーカーとしては随分何といたしますか、回復しているんじゃないかなと思いますんで、今後のコスト交渉というのはできないのか、それともやろうとしているのかですね、その辺のちょっと見込みなどがあったら教えていただきたいなど。以上です。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 事務所の関係、補足とあと今のバリアフリーの関係、ちょっと説明申し上げます。

今回の改修工事は、さきの全員協議会でもその都度説明申し上げておりますが、平成21年度に閉館しております。ここ7年から使用していないために大分内外とも傷んでおります。まず1つ言えることは、用途の変更といたしますか、同じ事務所とはいうものの従来の登記書、法務局、不特定多数の地域住民の方が出入りするという中での間取り、それだけのスペースを保持しての事務室でありました。当然、後のバリアフリーの関係もそういう意味で車椅子対応等々、それからトイレ関係もそのような整備は基本的にされております。そういう中で、7年も使用していないという中で先ほど財政課長が申し上げましたとおり、水回りとか給排水関係がどうなっているか、あるいは空調

関係、7年もういろいろ業者のほうから聞きますとその辺の入れかえは想定しなきゃないでしょうと、そういう中でどういう障害が発生するかわからない中で設計業務を今契約手続とっております。その辺踏まえる中でさきの全員協議会で説明申し上げましたとおり事業費6,900万円は、これらを改修する場合ということで大手ゼネコンさん等の意見からいただいて3社平均ということで申し上げておりますが、出てきた数値のさらに内輪で6,900万円を議会に説明申し上げ、今回当初予算で予算計上に至っておるわけでありますので、それらを限度額として改修工事ですので、あくまでも。現在設計屋決まり次第諸々協議に入っていくということになってまいります。そのようなことで、バリアフリーについても、基本的には今の建物も我々から見て完備されておるということをまず申し上げておきたいと思っております。

それからあと、契約技術の関係ですけれども、議員おっしゃるとおり、そのような答弁をした時期でございます。基本的考えは当然競争性をもって契約行為をとるわけでありますけれども、ただその中で条例、法律条例上、市が絡む組合の場合は市の金額でという条例改正をさせていただきましたが、後の直近の議会に経過については報告させていただくという考えの理事会としてはそのような方向で考えておりますので、経過、結果につきましては直近の議会でも報告をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（平渡高志君） 指令課長大友 弘君。

○消防本部指令課長（大友 弘君） 消防デジタル無線保守点検と指令の保守点検につきましては、3年の債務負担行為の3年目でございます。次回30年度から内容をよく精査しながらできるだけ費用を下げますよう努力してまいります。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。10番相澤 榮君。

○10番（相澤 榮君） 救急車の搬送のことについて、先ほど同僚議員からもお話し、質問がありましたが、関連して質問いたします。

管内で起きた件数が693件ということで、管内での搬送率が19.9%という数字を示しています。これは昨年よりも少なくなっているわけですけれども、その分地域医療センターのほうに恐らく搬送されているんだと思います。それで、地域医療の一番黒川郡としての最先端は黒川病院であると思うんですが、その機能が果たされていないように思うんですけれども、どの程度の割合でそのような形で地域医療センターのほうに搬送されるのか、お伺いします。

○議長（平渡高志君） 警防課長早坂和弘君。

○警防課長（早坂和弘君） 御説明申し上げます。

実際、救急搬送に関しましては、近くの黒川病院ということで手配するんですが、実際問題として収容可能かどうかというのはその傷病者の症状によってこれまた違ってきます。実際、本当にそこに行って、さらにやっぱりだめだからもっと違うところということで再度そこから搬送するようであれば、その本人にとっては非常に申しわけないですけども悪いような結果になってしまうこともあります。その辺を含めまして、救急隊のほうではその症状にあって黒川病院で大丈夫だということでは黒川病院から手配するというような形はとっております。そのほかに頭ですね、脳、脳疾患関係はいち早い処置をしないとその人にとって不可逆的な損傷を与えるような場合は最初から処置ができるようなところに搬送するように手配しております。心臓も同じです。そういうことでなかなか近くに行けないこともあります。

さらに、黒川病院におきましては夜間におきましては検査ができないというようなこともありまして、一旦連絡はとりますが、やはり検査ができないというようなことで仙台方面の病院に行くような形が多くなっております。たまたま28年度はそれが余計顕著に出ているような感じなんですが、ことしの1月の状況を見ますと、また黒川病院のほうでは収容率が上がってきております。そういうことで、たまたま去年はそういうことで下がりましたが、一応救急隊のほうでも考慮しまして、何が一番いいのかということを考えまして手配をしております。その辺を御了承願いたいと思います。以上です。

○議長（平渡高志君） 10番相澤 榮君。

○10番（相澤 榮君） 理由については私も納得するところがございますけれども、黒川病院で処置ができそうなのだけでも医師がいなくて断られたという、そういう件についてはございませんか。

○議長（平渡高志君） 警防課長早坂和弘君。

○警防課長（早坂和弘君） 黒川病院の当直に関しては救急隊のほうで把握しておりますので、外科、内科、そういったことで対応できるようなのは連絡いたしますが、あくまでも先ほど申しましたように検査ができないというふうな状態、日中は大丈夫なんですが、夜は検査技師がいなくてということで、すぐには診られない。そうすると患者さんにとってはかなり悪い状況になってしまうということで、そういうことであちらの当直医の判断でできないというようなことも多々あります。それは間違いなく、そういうことで収容できないということもありました。以上です。

○議長（平渡高志君） 10番相澤 榮君。

○10番（相澤 榮君） 患者にとっての利益を考えればそのようになるかと思えます。でも、ここか

ら仙台まで行く時間と距離、それから黒川病院で対応できるような時間と距離を考えた場合にですね、そのような医療体制が黒川病院ではできないのかというふうに思うんですけども、どうなんでしょうね、そこの部分。誰か答えていただきたいんですけども。

○議長（平渡高志君） どなたが。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） おっしゃるとおり、そういう対応ができればベストだというふうに思います。今、黒川病院でも医師の確保とかそういったことで努力はしております。お医者さんにつきましても夜については東北大学から来てもらうケースもあるのですが、今お話しのとおり内科、小児科、外科とかですね、全員がそろっているわけではないものですから、ですから申しわけない、そういう一旦こちらに来て処置をしてしていくよりも直接そちらにというケースもあって、結果的に断られたというんですか、行かなかったケースもあると思っています。

さらには、検査技師ですが、おっしゃるとおり夜もということになりますと24時間体制での技師の対応となります。技師ですね、医師じゃなくて。ということにはまだ至っていないところがございます。そこまでいけばよろしいと思いますが、こういうこと、病院のほうのいろいろ考え方とかですね、そういったこともあろうと思いますので、そういった住民の皆様方の意向というのは我々もそのとおりだと思っておりますし、病院といろいろお話し合いをさせていただきたいと思いますが、すぐにそれでは整えましょうというのにつきましては、病院側ともあるいは地域医療振興協会とか、そういったこともいろいろ話しあっていかなければいけない課題だと思っています。

○議長（平渡高志君） ほかにございますか。9番高橋正俊君。

○9番（高橋正俊君） 私からは、説明書の17ページですね、委託費のところですね、大分除雪の委託ですね、富谷と大衡ですね。前にもたしか消防本部には消防車に除雪するような古いつけている装置で職員がやっているという話、聞いてはおったんですが、このまず富谷と大衡のこの委託料の金額をちょっと教えていただきたいんです。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） まず富谷のケースですが、済みません、作業時間時間1時間の3回分ということで7万5,000円ほど用意しております。大衡出張所につきましては、1時間作業量の掛ける5回の12万4,000円、合わせまして19万9,000円というふうな料金を用意しております。

○議長（平渡高志君） 9番高橋正俊君。

○9番（高橋正俊君） 金額的には余り高い金額ではないんですけども、ただ一般の市民、町民、村民から見ればですね、消防署の職員、事件、事故、火事、災害ないときは何をやっているんだと

というような思いがあると思うんですよ。ですから、本部には排土板つきの古い車用意してあるということですが、大郷にもあるんですか、これは。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 大郷にはそういう除雪車等、それからこういった委託業務の手配はしてありません。雪の量がやはりこちら4号線から西部側といいますかよりは大郷比較的雪の量少ないということで、大郷には用意してありません。（「聞こえない、聞こえませんよ」の声あり）済みません。もう一度申し上げます。雪の量がこちら側、西部側と比較しますと大郷につきましてはそれほどの降雪量がございますので、こういった委託でやったりあるいは除雪車等の準備はいたしてありません。全て職員が手作業で除雪をいたしております。以上です。

○議長（平渡高志君） 9番高橋正俊君。

○9番（高橋正俊君） この問題ですね、去年富谷消防署になったときに、消防署の看板のところに草がいっぱい出ていて看板が見にくいという話、私がしたと思うんですけども、そんなことも含めて業者に委託してスピード的に早く除雪なんかするということも必要なんでしょうけれども、職員がやっぱりもう少し気を使ってこの予算をとるだけじゃなくて、職員が除雪とか周りの環境を整備している時間、手のあいたときにですね、そういう私はイメージづくりも必要かなと、こういうふうに思っているんですけども、その辺はできないのか。できる範囲内でそういう努力も必要だと思うんです。どう考えていますか、お聞きします。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 除雪作業につきましては、委託する際は20センチ以上の降雪があったときということでございまして、それ以下の降雪のときには職員が全て手作業でやっている状況がございますので、今回今年度大衡が1回という実績がございますが、それ以外は全て職員のほうで除雪作業をしている状況がございます。

先ほど看板の件でございますが、看板の除草作業も職員の草刈機などを持ってまいりまして除草作業をしたりということがありましたが、看板が見えなくなるまでなっていた事実は確かにございますので、今後そのようなことがないように努めさせていただきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございせんか。14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） ごみ処理施設のほうで、お伺いします。

先ほど来、説明ございましたが、30年度から新しい施設で処理をしていくわけですが、29

年度に解体費用が載っている、これは不思議だなというふうに思うのでその辺の御説明、それからちょっと疑問だったのが、20ページの教育費の中で、負担金ですけども、黒川郡町村教育委員会連絡協議会というふうに記載ありますが、これはもう富谷は入っていないのでしょうか。2点、お願いします。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、お答えいたします。

今建設中の焼却施設については平成30年4月から稼働でございまして、それでそれに伴いまして解体が必要にはなるわけですけども、その解体する前のですね、計画、計画づくりということで基本計画、こちらのほうを計上させていただいております。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 黒川郡町村教育委員会連絡協議会のことにつきましてですが、富谷市は今後も入っているということで、こちらの協議会、毎年6月総会しておりまして、会員としては4市町村の教育委員会及び黒川地域行政事務組合の教育委員会、5団体入っております。昨年6月の総会のときに名称変更等の協議がございましたので、名称は黒川郡のままでここに計上されております。以上です。

○議長（平渡高志君） 14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） ごみ処理施設の解体費用というところは理解はしたんですけども、30年から使用を始めた際にですね、やはり不具合があるとかおくれるとかですね、そういったことが起きた場合に、既存の施設は運用しなければいけないというふうに考えるんです。私的には、新しい施設がきちんと運用になってそれから解体に進んでいくと。今もごみの量は多いわけですから、焼却できる間は併用して焼却するであるとか、そういった考え方はないのか。また、各施設ですね、民間に業務委託をしているようですけども、このごみ処理施設についても今後そういった考えがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） お答えいたします。

現在建設中の焼却炉は御承知のとおり国の補助金、交付金を3分の1得て進めております。先ほど業務課長説明のとおり30年、来年の4月から正式引き渡しを受けまして正式稼働と。今年の12月あたりから性能を確認する性能試験、もう試運転に入ります。そうした場合には、既存炉への搬入、地域からのごみの搬入は基本的に新しい炉に年内からもう開始されます。既存炉は議員おっしゃる

とおりじゃあすぐ解体するのかということだけでなく、解体経費もおそらく3億円近くかかります。ダイオキシン規制法に基づきますそういう類の機械を適正な法律に基づいて片づけるために莫大な経費がかかります。それらの経費も国から補助金を得てやるためにこれらの計画を策定いたしましたし、29年度で策定し国のほうに手続をとり、その後解体ということになります。しからば新しい炉は動いていますが既存炉はどうかということになりますと、平成23年の震災時の家庭から排出されたごみ、可燃物がまだまだ最終処分場に眠っております。約1,000トン。これらの焼却は既存炉を使って新炉で地域から搬入される分は新炉の運転の中で、あと処分場にある分につきましては既存炉である程度の期間運転して平行して片づけていくという計画でございます。そうした場合に、既存炉はまだまだ維持補修をしまして今回の予算の中でそれなりに29年度も整備をする経費、計上しておりますので、29年度もそれなりに整備しまして、新炉稼働と平行して既存炉も大事に使うという考え方をまず持っております。そのような中で計画をつくり、国のほうに申請をし、解体経費、試算でも3億円近く試算されておりますので、これらの3分の1にしても1億等の交付金を得るための計画づくりということを御理解いただきたいと思います。それから、既存炉の稼働につきましてもそういう考え方で進めてまいりますけれども、新炉につきましては、引き渡し後2年間は保証、瑕疵担保期間と称しまして、「仕様書どおり發揮していないんじゃないか」というこちらから発注側からのクレーム期間が2年ございますので、その間は使用目的たるものが發揮しているかどうかという、焼却炉の確認する時期でもございますので、それ相応に既存炉と平行しながら新炉を確認する期間という考え方になってまいります。

さて、業務委託の関係、御質問ですけれども、理事会といたしまして、現在いろいろ協議検討中でございます。予算の中にも臨時職員の賃金等の計上もございます。臨時職員の関係、現在臨時職員雇用で運転している施設でありますので、その辺踏まえまして理事会といたしましては業務の委託の方向、あるいは直営でいけば24時間運転ですので現場要員の増員が発生します。当然経費がそれだけ高騰になってまいります。30年度からそういう経費考える場合に、理事会といたしましては業務委託、専門的ノウハウを取り入れた民間における業務委託、あるいは直営で従来どおり職員主体の施設管理をするか、現在理事会として議論中であります。以上。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかに、質問何名おりますか。1名。じゃあ、どうぞ。

○3番（浅野俊彦君） それでは、予算に関する説明書16ページをお開きいただきたいと思います。

5款1項1目の常備消防費に関して御質問させていただきたいと思います。前年度比5,627万9,000円の増額での予算であります。そのうち15節の工事請負費または18節の備品購入費が一つの

要因であろうかとは思いますが、それを含めても2,800万円の増の予算になっておりますので、予算の増加の要因及び何らかの背景があればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 議員の質問にお答えをさせていただきます。

この予算増の部分に関しましては、人件費のところでは大きな伸びが、5名増の人件費のところでは大きな要因になっております。1目の部分は人件費、2目で消防車両というふうなことでの増加の原因となっております。以上です。

○議長（平渡高志君） 3番浅野俊彦君。

○3番（浅野俊彦君） やはり人口増に伴って出動回数もかなりふえるであろうという形での予算の立案であるのかなと思っておりますが、実際どの程度の回数なりを想定しての予算編成であるのかをお聞かせいただきたい。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 出動回数、予算編成に当たっての災害出動の回数がどのぐらいでということでは予算編成の中には余り組み込まれていないと申しますか、それ以外の予防業務であったり警防業務になったりということの基本的な消防業務を、あるいは指令業務の中だったりということでは、そういったことでの予算の編成でございますので、ある程度災害の件数を予測したものでないということでございます。

○議長（平渡高志君） 3番浅野俊彦君。

○3番（浅野俊彦君） 5,600万円、かなりの増額の金額でもありますので、最後にもう1点だけお聞かせをいただきたいんですが、人件費増も見込まれたというお話であります。冒頭1回目の質問でお話しさせていただいたとおりですね、工事請負費15節及び18節の備品購入費、これも一つの要因であって、これに加えて人件費の調整分で見られているということであればある程度理解はできるんですが、増加の要因として捉えてよろしいのかをお聞かせいただきたい。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 工事請負費のところでは、本訓練塔の改修に1,200万円ほどの経費を見込んでおります。昨年の工事請負費につきましては、補助訓練塔で700万円何がしの工事請負費で、本訓練塔のほう、高さも当然15メートル、17メートルという、6階建てということもございまして、1,200万円ほどの工事請負費を用意させていただきました。

○議長（平渡高志君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第11、議案第8号平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

暫時休憩に入ります。

会議の再開は10分後であります。

午後 2時05分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

日程第12 議案第9号 平成29年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計
予算

○議長（平渡高志君） 日程第12、議案第9号平成29年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） それでは、議案書33ページをお開き願います。

議案第9号平成29年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出の総額はそれぞれ1,856万9,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次のページ、34ページにお示ししております「第1表 歳入歳出予算」によるものです。

それでは、別冊の資料により御説明申し上げます。32ページをお開き願います。

32ページでございますが、歳入歳出の総括でございます。

次に、33ページ、お願いいたします。歳入につきましては、1款分担金及び負担金1項負担金1目市町村負担金につきまして、富谷市負担金669万2,000円、大和町負担金581万4,000円、大郷町負

担金356万円、大衡村負担金248万3,000円でございます。

2款繰越金1項1目繰越金は、1,000円を計上いたしております。

次に、3款諸収入1項受託事業収入1目民生費受託事業収入につきましては、28年度同額1万8,000円を計上いたしておりますが、これにつきましては、生活保護受給者の方の審査分につきまして福祉事務所より入金を見込むものでございます。

同じく諸収入といたしまして、組合預金利子1,000円を計上いたしております。

以上が歳入でございます。

歳出につきましては部門より説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） それでは次のページ、34ページをごらん願いたいと思います。

歳出につきましては、1款1項1目介護認定審査会費1節報酬につきましては、8つの合議体、40名の委員報酬として847万4,000円、人件費といたしましては2節の給料から3節、4節までが職員1名の人件費818万4,000円になります。9節旅費は費用弁償、11節需用費は印刷製本費が主なものでございます。12節の役務費につきましては、通信運搬費、郵送料になります。手数料として職員の健康診断料。14節の使用料及び賃借料につきましては、全体会及び研修会時の会場借上料2回分9,000円となっております。年114回の審査会に要する経費を計上しまして、総額1,856万9,000円をお願いするものでございます。

それから、35ページ以降につきましては給与費明細で、委員報酬の明細になります。36ページから41ページまでは職員の給与費明細でございます。説明は省略いたしますので、ご参照願いたいと思います。

以上が、議案第9号平成29年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第12、議案第9号平成29年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 平成29年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査
会特別会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第13、議案第10号平成29年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） それでは、議案書の35ページをお開き願います。

議案第10号平成29年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117万4,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、36ページの第1表によるものです。

また、それでは別冊の説明書により説明いたします。42ページ、お開き願います。

42ページについては、歳入歳出の総括でございます。

43ページ、歳入から御説明申し上げます。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金1項負担金1目市町村負担金につきまして、117万2,000円でございます。市町村の負担額につきましては、富谷市41万3,000円、大和町36万6,000円、大郷町22万7,000円、大衡村16万6,000円の御負担をいただくものでございます。

次に、2款繰越金1項1目繰越金は、1,000円を計上しております。

次に、3款諸収入1項組合預金利子1,000円を計上しております。

以上が歳入についての説明でございます。

歳出につきましては部門より御説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） 続きまして、43ページお開きください。

歳出につきましては、1款1項1目障害支援区分認定審査会費1節の報酬につきましては、5人を1合議体といたしまして、2合議体計10名の委員報酬として95万4,000円と年間12回の審査会に要します経費を計上しまして、総額117万4,000円をお願いするものでございます。

次のページ、44ページにつきましては、委員の報酬の明細になります。説明は省略させていただきます。

きますので、参考にごらんになっていただきたいと思います。

以上が、議案第10号平成29年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより、日程第13、議案第10号平成29年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第14 議案第11号 平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第14、議案第11号平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、議案書、37ページをお願い申し上げます。

議案第11号平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

まず、第2条の業務の予定量であります。これは指定管理者からの病院経営計画が提出されておりました。その予定量でございます。

1番目の病床数は、一般病棟が110床、回復期病棟が60床で、昨年度と同様、病床数に変更はございません。

2番目の年間患者数につきましては、入院が4万2,705人、内訳としましては、一般病棟が2万5,550人、回復期病棟が1万7,155人。外来につきましては8万7,892人を予定するものであります。

3番目は、1日の平均患者数であります。入院、一般病棟が70人、回復期病棟が47人、外来は301人とするものであります。

4番目の主な建設改良事業は、公立黒川病院医療機器整備事業でありまして、後ほど第9条で出てまいります。MR I 磁気共鳴画像装置ほか6点の整備、医療機器の更新事業であります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入総額30億1,720万4,000円とするものであります。支出につきましては、31億5,860万円を予定とするものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条でございますが、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入総額を4億5,801万9,000円とするものであります。支出につきましては、収入と同額の4億5,801万9,000円を予定とするものでございます。

第5条は企業債。先ほど申し上げました公立黒川病院医療機器整備事業であります。限度額を1億9,990万円とするものであります。

第6条の一時借入金の限度額を8億円とするものであります。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費2,550万4,000円とするものであります。

第8条が補助金ということで、関係市町村からの負担金であります。収益的収入と資本的収入がございまして、トータルで4億4,001万9,000円を予定し、関係市町村ごとの負担金につきましては下の表のとおりであります。

最後が第9条ということで、重要な資産の取得、これは整備事業で取得するMRIを初め、記載のとおり計7点でございまして、取得金額は総額2億円を計画するものであります。

議案書につきましては以上でございます。

続きまして、詳細につきまして、別冊の予算に関する説明書にて御説明を申し上げます。説明書の45ページから46ページをお開き願います。

予算の実施計画書であります。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出につきましては、先ほど説明した議案書の内容であります。

47ページから49ページまでをお開き願います。

予算の実施計画明細書であります。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出についての実施計画の明細内訳となります。

続きまして、50ページから52ページまでをお開き願います。こちらにつきましては、平成28年度予定の貸借対照表でございます。

次に、53ページから54ページまでにつきましては、平成28年度予定の損益計算書となります。

続いて、55ページから57ページにつきましては、平成29年度予定の貸借対照表でございます。

58ページは、平成29年度の予算をどのような方針で作成したかという注記であります。

59ページは、平成29年度予算のキャッシュ・フローの計算書であります。

60ページから66ページにつきましては、平成29年度調書におけます職員給与費の明細書でありま

す。

次に、67ページをごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては地方債に関する調書ということで、現在借り入れしております企業債並びに見込みに関する企業債の内訳となります。

68ページをごらんいただきたいと思います。病院事業管理運営における予算の組み立てでございます。これは平成29年度病院事業会計につきまして経費の流れを図式化したものでございます。この図を使い説明申し上げます。

上段の部分は、組合と指定管理者との診療報酬に係る経費の流れを示している部分であります。

上段左側の、収入内訳の欄の下の箱升をごらんいただきたいと思います。

指定管理者制度により指定管理者に病院経営を委ねておりますことから、入院、外来等の診療報酬請求事務につきましては指定管理者で行いまして、これによる診療報酬は組合の病院事業会計に入金されるものであります。

上段の保険診療報酬、下段の自由診療報酬を合わせまして、下の枠外になりますが、合計としまして27億9,651万9,000円を予定するものであります。

これに対しまして、中央の経費の具体欄の下をごらんいただきたいと思います。組合におきましては、協定に基づき交付金及び委託料としまして、上段右側の支出の予算の下にありますとおり、入金された同額を指定管理者に支出する流れであります。

次に、中段部分をごらんいただきたいと思います。関係市町村からの負担金の流れであります。

関係市町村からの負担金につきましては、中段左側の箱升に示しましたとおり、平成29年度におきましては総額4億4,001万9,000円の御負担をお願いするものです。

その内訳としまして、指定管理者経費と起債事業分、起債償還分、リース資産並びに事業経費分でありまして、おのおのの予算額のとおりであります。

中段中央をごらんいただきたいと思います。市町村負担金を財源としての支出内容を示しております。

まず、協定書に基づく運営交付金7,000万円及び運営費補助金1,000万円、合計で8,000万円につきましては、上段右側にあります指定管理者に支出する流れであります。

次に、その下にあります起債事業であります。企業債1億9,990万円に起債の一般財源分としまして市町村負担金10万円を充当し、右側にあります2億円にて議案書で説明いたしました医療機器7点を更新するものであります。

次に、起債の元金償還に関する経費としまして、3億1,638万1,000円につきましては右側の国庫等

へ支出する流れであります。

次の、リース資産購入経費につきましては、医療機器のリース償還元金分を211万6,000円、これをリース購入費として支出するものであります。

次に、病院事業推進費に要する経費としまして、4,142万2,000円を右側の黒行としての事業経費5,862万5,000円に充当支出する流れであります。この黒行としての事業経費の内訳につきましては、病院担当職員1名及び組合からの指定管理者へ派遣した医師1名に係る人件費、病院建物の火災保険料などの経常経費、また協定書に基づく20万円を超える施設機器の修繕及び過年度に整備しました医療機器の経費、利息などであります。

市町村負担金枠下の財産収益等をごらんいただきたいと思えます。財産収益等の1,720万3,000円の収入につきましては、内訳のとおり、売店、食堂及び自販機の賃借料、指定管理者から負担される派遣医師1名の給与負担金などでありまして、右側の黒行としての事業費に充当するものであります。

中央左に特別利益と、その右側に特別損失が並んでおりますが、科目設定上、おのおの1,000円を計上したものであります。

特別利益の下の収入計につきましては34億5,364万2,000円で、特別損失の下の支出計も同額となっております。

ここまでが現金ベースでの予算でありまして、収入支出差し引きゼロの予算となっております。

ここから下の枠につきましては、現金の伴わない収入及び支出の予算となっております。

左には現金の伴わない収入としまして、長期前受金戻入益、これは指定管理者より寄贈がありました財産に対する繰延収益及び県補助金の繰延収益の戻入益でありまして、合わせて2,158万1,000円を予定するものであります。

その右側をごらんいただきたいと思えます。建物、医療機器の減価償却費及び固定資産除却費等でありまして、現金を伴わない支出、これにつきましては、1億6,297万7,000円を予定するものであります。

一番下の表をごらんいただきたいと思えます。平成29年度病院事業会計予算の収入、支出の状況を整理したものであります。

一番下の収支差の欄をごらんいただきたいと思えます。△であらわしておりますとおり、現金の伴わない収入から現金の伴わない支出の差し引きになりますが、1億4,139万6,000円を損失とする当初予算の内容であります。

病院事業会計当初予算の説明は以上でございます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 説明資料の48ページですけれども、救急医療運営費補助金という項目がございますけれども、これの特性と1,000万円の算出根拠をお示してください。

○議長（平渡高志君） 業務課長。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、お答え申し上げます。

今現在の指定管理者との協定の中で協議されまして、1,000万円が救急医療経費ということでの契約に至ったわけでございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） そのような契約だという説明ですけれども、先ほど来ですね、この救急搬送に対する質問、多々出ているようですけれども、病院で実績として前年度どのぐらいの受け入れをしているものなのか、おわかりでしたらお示してください。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、お答え申し上げます。

昨年度でございますけれども、27年度におきましては398件でございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 件数、そのようにお示しですけれども、問題は多分夜間の受け入れ、それから先ほど来出ている仙台への搬送というところで、これは地域医療の拠点としてどのように考えるかというところで非常に難しいところだとは思いますが、やはり住民皆さん望むところは黒川病院に運んでいただきたいと。近くで治療、完治というのがベストでありますし、救急医療、非常にリスクも高く費用もかかるというふうなところで、この黒川地域としてこの救急医療体制をどのように今後進めていくかというものは皆さんと考えていかなければいけないと思っておりますけれども、現状の中でその辺、執行部としてどのようなお考えがあるのか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（平渡高志君） 理事長、執行部というので、浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） この辺につきましては、契約行為でございます。あれは、20年。（「20年」の声あり）の契約行為ということでスタートしておりまして、今13年ですかね、ということです。こういったものを見直す場合には全ての要素、そういったものを見直していくということに、高くする安くする両方含めてですね、そういったことがございます。現在のところは今の契約行為が進ん

でありますので、この金額についてはこれでというのを基本と考えます。ただ、先ほどもお話しありましたとおり救急医療に対する考え方ということにつきましては、そういった需要といいますか、そういったこともあるわけですので、病院側といろいろお話をした中で、この契約金とはまた別の中でのですよ、これ動かすといろいろなことが出てきますので、それと別な形でどのような対応が必要なのか。その辺は病院といろいろ計画を立てて、打ち合わせをしていかなければいけない課題だというふうには思っております。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。2番浅野直子君。

○2番（浅野直子君） 議案書の37ページのほうで、ちょっと質問したいと思いますが、説明を求めたいと思うんですけども、この一般病棟の平均の一般の病棟の110床に対しての70というのは、昨年度も同じことだったんですが、これは向こうからの予定量ということで来ているということでございますけれども、こういったものも今理事長の話の中にありましたが、あくまでもこういったことも全て指定管理者との話し合いの中になってくるんでしょうか。それとももう業務量というふうに向こうから言われているからそのように載せているという感覚なんですか。この70、110床に対して70ということは40床が余るといふこと、単純にいうとそのようなことなのかなと思っておりますので、説明を求めたいと思っております。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） お答え申し上げます。

今議員さんから質問ありましたとおり、組合のほうでは何か手心入れているとか、そういうことは一切ございませんで、あくまで病院のほうの計画、これに基づいた形、本来ですと70%の利用率であれば110床であれば77人というような計画というか、予定量というふうになるとは思うんですけども、実際にはこういうような70人ということのうちの方に計画が出ましたので、これを重んじてそのまま計画させていただいたというふうになってございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 2番浅野直子君。

○2番（浅野直子君） 済みません、少し勉強不足で大変申しわけないんですけども、こういった70%でも大丈夫ということであればということなんですけれども、この病院経営に当たって、この黒行に対してのメリット、デメリットというか、最終的な金額的なところというか、そういったものでもっと稼働すれば何かメリットになるということというのはないのかなと思うんですけども、そういったことの方にはいかないのか、ちょっとこの病院経営については少しわからないところがあるものですから大変失礼なんですけれども、こういったことに関してはプラスになってい

くような条件といえますか、何かメリットというのはないかどうか、求めたいと思いますが。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 経営から言えば、当然稼働率を上げたほうが良いということにはなると思っています。ただ、お医者さんの数とかあるいは看護師さんの人数とか、そういった現状の体制の体制の中でやれる体制というのもあるんだというふうに思っています。それで、我々とすればそのとおり救急も受け入れてほしい、稼働率も上げてほしいというのはもちろんあるわけで、病院側でもいろんな形で工夫していただいております。例えば、救急、夜の場合に救急受け入れた場合にはそのお医者さんに何というんですか、少し給料を上げてあげるとかですね、そういった工夫もやっているというふうに聞いております。ただ、病院ですので、そのときだけではなくてその後のケアといえますか、そういったことも出てきますので、そういったことも鑑みて病院とすればいい方向にももちろんやろうという思いは非常に強く思ってもらっておる中で、最大限の努力をしてもらっているというふうには思っております。おっしゃるとおり、稼働率を上げるとか、そういったことをやったほうが収益的には上がってくるということもありますが、その分の支出といえますか、そういったこともありますし、現在なかなかお医者さんとか看護師さんの確保というのが今随分頑張ってもらっておりますけれども、潤沢にあるわけではないので、その辺の経営内容ということについても病院としてはいろいろ工夫されておるというふうには思っております。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。15番石垣正博君。

○15番（石垣正博君） 説明書の48ページの、これは一時借入金120万円ほど利息が計上になってございます。これは、短期借入れで120万円といえますと逆算すると、多分平残で1億二、三千万、常にあるというような見方をしているのか。どういふようなことでこの120万円を計上されているのか、その理由。

それと、それに関連して先ほど38ページにありますこの一時借入金の第6条で限度額が8億円ということでございます。この8億円というのは相当の金額だなと、そのように見ました。なぜこの8億円がそのまま計上されているのか。この理由からするとつじつまが合わないような気がする。このやっぱり一時借入金というのは例の夕張でもあったような、短期資金を回しているいろいろ大変な事態になったということもありますけれども、それにはないとは思いますが、そのことについて御説明をお願いしたいのが1つと、それから説明書の50ページになります。

この中の貸借対照表、バランスシートの中で、この器械備品というもの、これが減価償却累計が4億7,900万円。この買った当初からするともう8割前後の償却率を、80%近い償却率になってい

るだろうと。そうしますと、その器械というものが相当古くなっているものもあるんじゃないだろうか。そうすると、その器械類の更新は、老朽化の状況というのはどのように見ておられるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） まず、一時借入金の利息でございますが、この表には何も出てきておりませんが、病院事業会計の支払いの部分では月々前払いというものが出てきます。その前払いにつきましては、交付金委託料の前払いとして2億3,000万円、月々出しております。その2億3,000万円の支払いをするためには一応前月分の交付金とか診療報酬が入ってきてから支払われればそれでいいんですけども、支払われない場合がありますので、そのときは一般会計から借り入れをしまして一時借り入れという形でお借りしながら運用しているのが毎月の常でございます。ただ、今年度末になりますと、一般会計でもそうですし、企業会計でもそうですが、まず3月31日で借金はもうゼロにしなくてはなりませんよという決まりがございますので、それを一般会計には借りた分はもう返さなくてはなりませんし、となれば銀行からしか借り入れする額がございません。それで、銀行から次の年度の4月の20日の町村負担金をいただくまでの間、4億円くらいの借り入れになることが見込まれますので、一時借入金利息ということでここで設定しております。

あと、8億というのは一応一般会計から借り入れしないで銀行から借りたときということを想定をしております。たまたまことに限ってはちょっとごみ焼却施設の関係で繰越金事業とかありましたので、資金に余裕がありますので、今のところは銀行から借り入れしないで支払の分については済んでおりますけれども、年度末には必ず借り入れして一般会計から借り入れた分を病院事業会計のために銀行から借り入れる分ということでの8億円ということになっております。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、50ページの減価償却関係、医療機器の関係でございますけれども、医療機器整備について6億3,000万円ほどの投資をして医療機器を整備したわけでございますけれども、大半の医療機器につきましては、今の病院、建てかえのときに平成8年、9年あたりに医療機器を更新した部分がございます、その部分がこのような形で古い医療機器が残っているというような状況でございます。今議員さんがおっしゃられたとおりに80%近くの医療機器につきましては、古いものがあるというような状況でございます。順次計画を立てて今回の29年度におきましても、今回御提案申し上げてございますけれども、いろいろと医療機器の整備、計画的な形で進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 補足。助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 補足、ちょっと説明申し上げます。

診療報酬は2カ月おくれで入ってまいります。請求を病院で請求しまして、2カ月おくれで約3億円近い、月当たり、診療報酬が2カ月おくれで入ってまいります。先ほど財政課長説明申し上げましたとおり、毎月資金なければ病院運営できませんので、今現在、理事会と病院の約束事で、前払いを2億3,000万円前払いします。2カ月後に入ってきて精算をして、過不足の調整支払いをするというのがこの要するに公金のトンネル、黒行の場合はトンネル会計になってしまいますが、そういうことで公金扱いで診療報酬の精算をやっております。2カ月おくれでありますので、支払う時期、それから入ってきての精算する時期を考えますと、先ほど来御質問のとおり6億円からの数字がまず資金として必要になり、普通会計とやりくりをしながら毎月市町村の負担をいただいた普通会計の中での資金充当をして運用をしております。ただ、年度末、年度越えする場合はどうしても普通会計、一般会計に戻す必要ありますので、その場合はどうしても金融機関からの借り入れという部分で出てまいりますので、これ病院事業存続する以上、これは毎年毎年これらの予算上は出てくる考え方になります。

それから、医療機器の関係で御指摘、古いものということですが、そのとおりであります。現在業務課長から説明のとおり、順次病院からいろいろ、財産、医療機器の財産は4市町村の組合の財産でありますので、毎年要望が出てまいります。それらを理事会で検討して今回御提案申し上げております29年度におきましては2億円を限度にMR Iを初めこれらの医療機器を整備進めさせていただくという内容での御提案であります。一概にできませんので、大きい物件でいいますと先ほど前議案で出てまいりましたCTスキャナーについては現年度、28年度で整備いたしまして、MR Iについては、今回更新、2台目に、18年指定管理制移行後の翌年整備したやつが今回、今使っているのがもう10年もたつと時期おくれの装置でありますので、それがしの事業費を本日議決いただければ29年度で整備させていただくと。それらの2億円限度の資金も起債事業であります。当然、交付税算入される部分ございますが、それらで一時的に支払いするためにも起債、借り入れ前に支払う場合も出てまいりますので、それらにおいても借入金というものが発生するわけでありまして、今回8億円という設定をさせていただいておるのが実態でございます。

補足説明、以上です。

○議長（平渡高志君） 15番石垣正博君。

○15番（石垣正博君） 今の理由はわかったつもりなんです、要するにこの金額の設定というのが

多分前期からずっとその前から同じような限度額に来ていないのかな。例えば、8億円と言いますけれども、この8億円って実際これ使ったことあるのかなって。例えば災害があったとか何とかであればそれは国からどこからいっばいくるのであって、これは実際には災害なんかでは使わないと思う。私が言いたいのは要するに予算編成時においてしっかりとやっぱりそこを見てこの予算編成をしているのか。前がこうだからまたこうだというような編成の方法ではなっていないのか。今までこの予算の編成を見てまいりますとそういうのが見受けられる。ですから、単純にそのままそれ入れているのではないのかなという感じがしたので、そういう話をしております。

実際に、じゃあ今言われましたように2億円なら2億円、それならその2億円か3億円でいいんじゃないでしょうか、前払いというんですか、前渡金ですか。それ以上の8億円も要るんですか。限度額をこんなにとっていてどうするんですか、それを聞いたかった、本当は。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 2カ月おくれの前払い診療報酬精算、それが2カ月おくれということは、月3億円としますと2回分かかるわけです。それで6億円になります。そしてあとさらに起債事業やらを予定する場合にそれなりの年度越えする場合、起債が借り入れがまだ済んでいない、支払いは進めなければならないというような中で最大限度額ですので、借り入れの。8億円の今回の設定という考え方です。これらは毎年、前年度がだからという考えは毛頭持っておりません。昨年の場合ですと、27年度の年度がえの節には、5億円の借り入れをしたという、年度がえの場合、そういう金額を借り入れして企業会計の一つの決算、年度がえをするという手続をとっておりまして、今回2億円からの起債事業もこれから進める中で29年度末におきましては資金繰りがどうなるかわかりませんので、現在。限度額として8億円を計上させていただいたという内容であります。精算については2カ月おくれで、2カ月おくれということはその精算段階では要するにその倍の資金がなければ精算できないということになりますので、時期的に、2カ月おくれ、2カ月おくれで繰り返しですので、そういう中での限度額の設定というふうに御理解いただきたいと思っております。以上です。

（「わかりました」の声あり）

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 公益社団法人の地域医療振興協会、管理を委託して十数年という話ですが、今。前に黒川病院を民間にそっくり販売というか譲渡するという話出たときに、何としても自分たちの黒川病院という、公立黒川病院を守ろうということで住民の方々と郡民の方々と何とか運動を起こして守り切った状況があるわけですが、そういう経過を認識しながら若干お聞きしておきた

いんですが、今回この議案書の37ページで、収益的収入及び支出ということで、もう冒頭から1億4,139万6,000円のマイナスの計画書が出されておりますが、このことについて幾ら管理委託していると言いながらもこの1億4,139万6,000円というのは去年のいわゆる28年度の決算の損益計算書で貸借対照表に出ている金額よりもさらに増しているわけなんですね。去年は1億2,836万円だったのが、ことしは1億4,100万円ということで39万6,000円ということで、去年よりもマイナスがいわゆる利益が損益がふえている、損額がふえているということですね、その辺についてどのような、幾ら委託してしようともやはり何らかの形で、せめて前年並みとか経営改善を求めるような指導があってもいいかと思うんですが、その辺どのようになされているのか、お聞きしたいと思いません。

それから、ことしの最終的な、ことしも含めた29年度の最終的な累積の赤字が29億6,674万4,000円ということで、この負債についてどのように今後行政事務組合としてこの支払いというか処理について考えておられるのか。その辺についてもそもそも各自治体の負担にかかってくるのかと思うんですが、ある程度の指針出しておかないと、年々これがふえていく中でその辺の処理についてどう考えておられるのか、ひとつ理事長の見解もお聞きしておきたいと思いません。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 先ほど予算説明の中で、業務課長のほうより別冊資料の68ページ、ごらんいただきたいと思いません。

68ページにおきまして、議員の質問の議案書の数値の詳細でありますけれども、68ページの下段のほうに収入合計34億5,364万2,000円、支出も同額になっております。収支差ここではゼロでございます。これが現金ベースでの予算内容、総括的に整理したものであります。要するに、一番左上にある分が生業の医業収益であります。それから中段にある分が公金、各市町村で負担していただく内容、そしてその資金の動きをあらわしております。

まず1つ申し上げますのは、収支差ゼロ、ここで赤字発生は計画されておられません。次に出てまいります先ほど説明ありましたとおり、その前に減価償却の「償却」が燃やす「焼却」になっておりますが、これ訂正させていただきます。建物、機器の償却、ミスイクでございますので、償却とさせていただきます。そのようなことで現金を伴わない収支ということであらわしております。この部分が減価償却経費等が大きく質問の議案書に出てまいります赤字計画でないかと、予算的にはそういうような内容になっておりますけれども、現金ベースでの赤字はまずないという部分、御理解いただきたいと思いません。

それから、累積の欠損金についてということでもありますけれども、これ実務レベルではいろいろ検討しております。まだ理事会に提案に至っておりませんが、議員さん方御承知の部分もあるかもわかりませんが、過去から引きずっておる累積分であります。現在の指定管理者制に移行する平成17年の際には、各当時の3町1村より約10億円の不良債務解消するために御負担をいただきまして、16年度末では現金ベースの赤字はゼロにして地域医療振興協会に渡しまして、その後の運営は毎年毎年資金ベースでは、当然組合の資金ベースとしては基本的にいいますと赤字という部分は出てまいりません。そのようなことで、欠損金等につきましても、過去の病院運営時代から引きずってきている部分そのまま累積になっておりますので、現在の企業法の制度上から申し上げますと、これらは議会の議決で解消する策がとられるという規定がございますので、現在実務レベルではいろいろ検討しております。ただ、毎年毎年まだそれら进行处理しておりませんので、予算決算で多額の累積欠損金があらわれておるとい実態でございます。現在いろいろ検討しておりますので、来たる時期にはその考え方を示させていただきたいというふうに、現在の事務的に検討していることを申し上げましたが、以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（平渡高志君）　じゃあ、理事長浅野　元君。

○理事長（浅野　元君）　今、助役から説明あったとおりですが、現在の状況につきましては、現在と申しますか、現行の体制になってからと申しますかね、そういう状況でございます。それでこの29億何がしというのは、黒川病院ができた当時からのものということでございます。これについて数字的なものについてはこういう形が残っておりますので、これについては何らかの処理はしていかなければいけないんだろうと思っております。現在これについて金を用意するかというものではなくですね、そういう形の処理が多分あるんだろうと思っておりますが、なおこれにつきましては、まだ具体的にこういう形だということについては今助役から話のとおり進んではおらないところでございますけれども、こういった形でいつまでも残すわけにはいかないということもございしますので、会計処理的な形という方法があるのかですね、どういった方法がいいのか、それはいろいろこれから検討していきたいと思えます。

○議長（平渡高志君）　8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君）　少なくとも前年より幾らかでも減ってきているんだければっしや、ある程度の郡民に対してもこうやって経営的にいろいろみんなのためにも動いてもらっているし、ある面で累積のものも減ってきているということで、そういう経過の中でお願いもできるかと思うんですが、放っておくと失礼なんです去年よりさらにさつき言ったように

1,300万円ほどとし新たにふえるわけですから、そうした場合に何らかの形でこのことについても20年という約束事、ただ20年たつまで待っている性格のものではないのではないかと。やはりそれぞれの人が変わりあるいはトップも変わったりいろいろこの変わる中で、この数字について議論する時期を失すると後に残された方々がなんだったのだということでもかなり戸惑いも出てくるんじゃないかと思うんですね。私自身は黒川病院がこうやって頑張ってもらっていることについては、もろ手を挙げて評価するものですが、一方会議の中でこの辺の厳しい状況については何らかの形で方向を示していかなくないのではないかと。日数を長くすればそれだけ年当たりの負担も小さくなりますし、その辺などもやっぱり十分に検討をして、一方では病院をよりいいものにしていくという、そういうあわせた働きをしていかないと。一方では簡単に頑張っていますということで、去年よりもさらに赤字の収支ではマイナスの数字も出される中で、どうもこのままでいったらばどうも行政組合が委託業者から委託されてからですね、ただといいますか、ある面では行政組合のこのちゃんとした姿勢が私は示す必要があるんじゃないかと思って、もう少し経営的に努力すべきではないかということも何らかの形で出すことも大事ではないかと思うのであえて質問させてもらったんですが、もう一度、今理事長はいずれそのうちというようなことでいつごろまでと言わないんですが、やはりある程度定めた中でいつごろまでにはこうするっていう具体的なもの詰めていかないと、いずれ私は理事長やめますあるいは理事をやめますというような形で、今度かわった方がその責任を負うような形になってくると思うんで、何とか方向づけを急ぐべきではないかと思い、あえて質問させてもらいましたが、理事長からもう一度その辺の方向づけについて答弁をもらっておきたいと思います。議長、よろしくお願いします。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 私が申し上げましたのは、これまでの累積について、今後29億というやつですね、その以降については先ほど助役言ったとおり単年度では確かにことしまだ上がっていくことがありますけれども、そういうことでありますけれども、その前の話について今後という話を申し上げました。今進んでいるものについてはそのとおり、毎年赤字といいますか、そういったものがふえてくるということについては、行政の理事会としましてもそういったことがないような対応ということは打ち合わせなんかでもやっておるところでございます。ただこの制度が変わったり、いろいろお医者さんの数をふやしたり、科をふやしたり、そういった中でそのとおり、お医者さんがふえてその分患者さんがばっとふえるかというところではない。サービスを提供した分ですね、例えば泌尿器科、今回ふやしました。今回って数年前ですが、そのお医者さんの費用があるんです

が、その分患者さんがまったく来ているかというところとそうでない部分はあったりするわけです。ですから、経営の改善といいますか、サービスの提供はどんどんよくしていく、そういった中で採算が合ってくれば一番いいわけですが、すぐ追いついていないという部分がありますので、その辺につきましてはサービスをどんどんよくしてもらっていくことはお願いしなきゃいけないところもありますし、その中でおっしゃるとおり経営についてもほかの人たちに後からいろんな負担がかかるようなことのないような、そういった形の指導といいますか、話し合いといいますか、そういったことは理事会としてもしっかり先送りしているわけではなくて、やっていきたいと思っております。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第14、議案第11号平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

休憩時間は10分です。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

日程第15 議案第12号 平成29年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション
事業会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第15、議案第12号平成29年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、議案書40ページをごらんいただきたいと思います。

議案第12号平成29年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。

第2条は、業務の予定量であります。これも病院と同様に指定管理者からの経営計画による予定量であります。利用者が月83人、利用回数が月364回で、年間4,368回を予定するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでありまして、収入総額を4,466万2,000円とするものでございます。支出総額につきましては、4,466万1,000円を予定するものであります。

第4条の一時借入金限度額につきましては、300万円とするものであります。

議案書につきましては以上であります。

続きまして、詳細につきまして、別冊の予算に関する説明書にて御説明を申し上げます。説明書の69ページ、こちらのほうをお開き願いたいと思います。

予算の実施計画であります。収益的収入及び支出につきまして、先ほど説明しました議案書の内容となっております。

70ページをごらんいただきたいと思います。予算の実施計画明細書であります。収益的収入及び支出についての実施計画の明細内訳となります。

71ページから72ページまでにつきましては、平成28年度予算の貸借対照表でございます。

73ページは、平成28年度予定の損益計算書であります。

74ページから75ページまでは、平成29年度予定の貸借対照表であります。

76ページにつきましては、平成29年度予算のキャッシュ・フロー計算書でございます。

次に、77ページをごらんいただきたいと思います。

病院事業会計と同じような予算の組み立てでございます。これにつきましても病院事業会計と同じでありまして、このステーション事業会計につきましても経費の流れ、これを図式化したものでございまして、この会計におきましては、唯一市町村からの負担金をいただかない中での予算となります。

上段の欄をごらんいただきたいと思います。

組合と指定管理者との診療報酬に係る経費の流れをあらわしている部分であります。

このことにつきましては、病院事業会計と同じく、指定管理者に経営を委ねておりますことから、介護保険等の診療報酬の請求事務は指定管理者で行い、これによる診療報酬は組合の訪問看護ステーション事業会計に入金されるものであります。上段左側、収入内訳の欄にありますとおり、上段の保険事業報酬、下段の利用者負担分を合わせまして、枠下になりますけれども、収入計4,466万

1,000円を予定するものであります。

これに対しまして、組合では、上段中央、経費の具体の欄にありますとおり、交付金としまして上段右側の支出予定の欄にありますとおり、指定管理者に同額を支出するものであります。

次に、中央段の左側の事業外収益の欄をごらんいただきたいと思います。預金利息として1,000円の予算計上であります。

最後に、一番下の表をごらんいただきたいと思います。

ステーション事業会計予算の収入、支出の状況を整理したものでありまして、一番下の収支差の欄をごらんいただきたいと思います。預金利息の分、1,000円を利益とする当初予算の内容となっております。

訪問看護ステーションの予算の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第15、議案第12号平成29年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第16 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（平渡高志君） 日程第16、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事長より提案理由の説明を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、同意第1号ということで、41ページ、お願いしたいと思います。

同意第1号教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を黒川地域行政事務組合教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、黒川郡大衡村大衡字大童53番地、氏名、庄子明宏。生年月日、昭和29年10月16日でございます。

同意第1号の議案説明関係に経歴、最終学歴等々書いてございますので、ごらんのとおりでござ

います。現在も黒川行政の教育委員をやっていただいておりますが、任期満了に伴いまして再度大衡村に推薦を求めましたところ、この庄子さんが推薦されてまいりましたので、議会の皆様方の同意を頂戴したいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第16、同意第1号教育委員会委員の任命についてを裁決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することを決定いたしました。

これをもって、本日の日程を全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時35分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

平成29年2月9日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 平 渡 高 志

署名議員 千 坂 裕 春

署名議員 佐 藤 貢